

平成22年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

平成22年3月24日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第14号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第15号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第16号 瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第17号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第20号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第21号 平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第28号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第29号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第11 議案第30号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第24号 平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第25号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第26号 平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第32号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第33号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第34号 平成22年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第19 議案第35号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第20 議案第22号 平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第31号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第22 議案第5号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第6号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第7号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第8号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第9号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第27 議案第10号 瑞穂市教育長の給与その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第11号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第12号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第13号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第18号 平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第32 議案第27号 平成22年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第33 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第34 発議第1号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について
- 日程第35 発議第2号 国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見について
- 日程第36 発議第3号 新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後政策を推進するうえでの財政展望の明示を求める意見書について
- 日程第37 発議第4号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について
- 日程第38 発議第5号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書について
- 日程第39 発議第6号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書について
- 日程第40 土地財産調査特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	水 野 幸 雄	環 境 水 道 部 長	河 合 信
会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎	教 育 次 長	林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

9 件の報告をします。

まず 2 件については、鷲見事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 議長にかわりまして 2 件報告します。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により、監査委員から受けております。検査は平成22年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により、監査委員から受けております。監査は 2 月24日に教育総務課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

なお、学校給食事業特別会計における平成19年度から現在までの給食費の未納については、約750件で1,186万円ほどとなっており、毎年決算期には約400万円が不納欠損処理されているのが現状である。平成20年度の決算審査意見でも検討を依頼したが、給食センター事務職員 2 名による滞納整理には限界があり、教育総務課全体で対応する等、体制や方法を至急整え、不公平とならぬよう、未納解消の向上に努められたい。また、この状況をかんがみ、近い将来支給されることとなる子ども手当を給食費の未納に振りかえることができるような方法を市として検討すべきではないかと考える。

公平・公正の観点から、正直者がばかを見ないように御検討いただき、早目早目に対処願いたいとの報告でした。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告した 2 件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

3 件目は、お手元に配付しましたとおり、3 月18日、総務常任委員長から議案第 4 号について閉会中の継続審査の申し出がありました。

4 件目は、3 月17日、若井千尋君から、発議第 1 号介護保険制度の抜本的な基盤整備を求め

る意見書についてを受理しました。

5件目は、3月17日、若園五朗君から、発議第2号国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書についてを受理しました。

6件目は、3月17日、広瀬武雄君から、発議第3号新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後政策を推進するうえでの財政展望の明示を求める意見書についてを受理しました。

7件目は、3月17日、棚橋敏明君から、発議第4号子ども手当財源の地方負担に反対する意見書についてを受理しました。

8件目は、3月17日、森治久君から、発議第5号生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書についてを受理しました。

9件目は、本日、小寺徹君から、発議第6号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書についてを受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第14号から日程第11 議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第14号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第30号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号9番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、厚生常任委員会の経過等について報告します。

ただいま一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、3月9日午後1時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第14号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての審査を行い、執行部より、個人の市民税及び固定資産税において、税収の早期確保や納税意欲の高揚を図ることを目的に、納期前に納付していただいた方へ報奨金を支払ってきた。しかし、税における徴収の公平性、

他市の状況等総合的に検討した結果、段階的に廃止することが妥当であると考え、改正を行うものであるとの補足説明を受けました。

この後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第15号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査については、国保の財政状況は、ふえ続ける保険給付、療養給付で、現在の基礎課税額では安定した財政運営が難しくなっている。

基金においても、平成18年度に7億円強積み立ててあったものが、近年の取り崩しにより、平成21年度末の見込みでは3億円台まで落ち込むものとされる。

少しでも安定した財政運営を図るためには、税率等の改定は避けられず、1人当たり平均12.3%増の改定とし、基金からの繰入金を少しでも抑えるものである。

応能・応益割の比率については、今後とも医療費の増加が続くと予想され、現下の経済状況では加入者の所得の上昇を見込むことが難しいため、相対的に所得のある方に多目の負担をお願いせざるを得ないとの判断から、応能割に比重を置き、所得・資産のない方に配慮した改定となっている。

また、あわせて減免規定についても1項目追加し、低所得状態にある方、所得がない方や生活困窮の外国人の減免に配慮した改正であるとの補足説明を執行部より受けた後、質疑を行いました。

その内容について報告します。

短期被保険者証・資格証明書の該当者数はいかほどか、資格証明書発行者の中に中学生以下の子供がいる世帯はないか、減免の受け付け・個別納税相談をする際のマニュアルはあるか、市税及び国保税を含めた徴収の一本化を実施する意向はあるかとの質疑に対し、現在、短期被保険者証の該当者数は996世帯、資格証明書の該当者数は171世帯であり、それぞれの該当者を一人でも少なくするよう、課員が担当制をとって納税相談を呼びかけ納税誓約できるように取り組んでいる。

また、本年度資格証明書発行時に中学生以下の子供がいる世帯は1世帯該当したが、6ヶ月の短期被保険者証を渡し、現在は分納できるようになった。

減免に対するマニュアルについては、減免取扱要綱に基づき作成している。このマニュアルについては、要綱だけでは個々への対応が不十分であるため、受け付け窓口において統一性を保つ必要性から作成している。

徴収の一本化については、税務課を中心に検討中である。なお、既に高額滞納者については、差し押さえ等において、税務課徴収担当官に依頼をし、協力いただいているとの答弁でした。

また、担当課が示した夫婦・子供の4人家族で所得合計が200万円の家庭における国保課税額は、改定後で3万6,900円増の37万7,900円となっているが、支払えると思っているのか。ど

んな事情があるにせよ、税は据え置くべきである。自治体が弱者を支えるのは当たり前のことである。不況のときだからこそ、一般会計から法定外の繰入金を充てても乗り切るべきである。なお、各市町村単位で制度を維持している国保会計は限界が来ており、今後においては、国及び最低でも県単位で行うよう、国や県に対し要望書を提出すべきではないかとの質疑に対し、今、国保税の改定に当たり担当課としてできることは、予防等の充実を図って、保険給付・療養給付等の適正化をすることと、徴収率の向上を図ることである。

国保を含めた医療制度については、本来は国が直接行うべきものである。現状については根本的に考え直さなければならぬ時期に来ているが、一市のみ対策ではどうにもならない。あらゆる場において、改善要望の声を国や県に届けていきたい。

一般会計からの法定外の繰入金については、現在、福祉医療の波及増分のみ実施しているが、それ以上については現時点では考えていない。また、市民の3分の2の方が、政管健保等他の保険に加入している。その中で、国保のみに一般会計から法定外の繰入金を今以上に繰り出すのはどうかと考える。今後、他市町の状況等を勘案し、慎重に見きわめていきたいとの答弁でした。

また、国保の対象者は、本来、自営の方が中心であるが、今後はこの不況等により、生活弱者・低所得者層の国保加入がますますふえるものと思われる。このような状況の中で今回の税改定を実施した場合、何年維持することができるのかとの質疑に対し、現在の保険給付・療養給付費等の需要額から国保税を積算すると、大幅な税負担になってしまう。そこで、今回の改定は、1億1,000万円ほどを税負担とし、足りない1億円ほどは基金から繰り入れたいと考えているとの答弁でした。

この後、西岡委員より、税改定部分を削除する修正案が提出され、原案とあわせて審議を行いました。

修正案に対する討論では、国保は国民皆保険における弱者の受け皿となっている。それを自治体が支えるのは当たり前である。どのような理由があるにせよ、税を上げることは阻止しなければならないという意見があった後、まず修正案に対する採決を行い、可否同数となったため、委員長は否決と裁決しました。続いて原案に対する採決を行い、これも可否同数となったため、委員長は可決と裁決しました。

議案第16号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例についての審査については、執行部より、公設公営として新たに南小学校区放課後児童クラブが完成したので、条例の改正を行うものであるとの補足説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第17号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についての審査については、執行部より、高齢化が進み、介護保険制度等高齢者にかかわる社会構造も変わってきた。よって、他

市町の状況等も勘案し、より多くの方が福祉サービスを受けられる福祉施策に転換したく、平成22年度と23年度以降の2段階で改正を実施するものであるとの補足説明があった後、質疑を行いました。

その内容について報告をします。

お祝いについては金品でなくてもよいと考えるが、それより、老人の命と暮らしをどう守っていくかである。シミュレーションによると、現行では3,385万円かかる経費が、改正案では335万円で済むとなっている。この差額をどのように使う予定かとの質疑に対し、介護予防を充実させ、また敬老会助成金を参加者1人に対し1,500円を1,800円に増額させたいとの答弁でした。

この後、討論に入り、反対討論では、せっかくよい条例があるのに、他市町との比較だけでなぜ直さなければいけないのか。当市の財政状況を見たとき、今下げる必要性はどこにもない。また、先ほどの質疑に対する答弁を聞いて、とても老人福祉政策全体に取り組んでいるとは思えないとの討論がありました。

続いて賛成討論では、他市町に比べて当市の祝い金は突出している。他の福祉助成事業等を勘案したとき、今こそ改正すべきであるとの討論がありました。

採決では、可否同数となったため、委員長は可決と裁決しました。

議案第19号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、議案第21号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の審査については、それぞれ補足説明があった後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第28号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の審査については、補足説明があった後、質疑はなく、討論では、税及び職員の給与を改正した予算になっているので認めることはできないとの反対討論があり、採決では、可否同数となったため、委員長は可決と裁決しました。

議案第29号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第30号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の審査については、それぞれ補足説明があった後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年3月24日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。

議長（小川勝範君） これより、議案第14号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせ採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押すようお願いいたします。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本案に対しては、西岡一成君ほか2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。したがって、これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 西岡でございます。

議案第15号の瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する修正案を提案させていただきたいと思っております。

そもそも国保会計というのは、自営業者のみならず、とりわけ昨今の不況の中で、非正規の

労働者、あるいは高齢者等々社会的に所得の少ない人たちで組織をされる、そういう特別会計でございます。したがって、本来であるならば国家が責任を持って支えていくということが大前提でありますけれども、ずうっと国庫負担の割合というものが、一番高いときに49.8%ぐらいあったという話でございます。今はもう本当に30%を切る、そういう状況に立ち至っておるといところが根本的に改革をしていかないと、地方自治体単独で支え切るといのは大変難しい問題ではございます。しかしながら、この条例案にありますように、だからといってそういう一番弱い人たちの税負担を高めていくと、所得割だけでなく資産割についても、そして、とりわけ問題で考えていかなきゃいけないと思うことは、この均等割とか世帯割、これも値上げをするということになりますと、基本的には消費税と同じであります、所得が低い人ほど、その負担がえらくなってくるということでございます。ですから、はしょって結論だけ申し上げますけれども、そういう部分については、先ほども申し上げたとおり、一般会計から法定外の繰り入れを増額してでも頑張っていくという基本的な姿勢が必要ではないだろうか。そうでないとなかなか支え切れないというふうに思います。実際問題も、この一つのシミュレーションでありますように、収入が300万から400万までの人で、実際問題、税金を38万ぐらい払わなきゃいけない。これは本当に安いのか高いのか。子供2人抱えてこれを支払っていくということがどれだけえらいことなのか。もう負担能力を超えるところまで現実的には来ているというのが実感でございます。ですから、そういう意味では、繰り返しますけれども、一般会計からの法定外の繰り入れをもう少しふやして頑張っていくということでもあります。

もう一つは、この25条で第6号で追加をしておりますけれども、要するに1から5号まで掲げるもののほか、特別の事由があるときは国保税を減免しますよという規定ですね。これは内容的には、いわゆる生活苦、本当にえらいという人たちについても、行政の側で特別の事情があるというふうに具体的に考えていただいて減免をしていただくということは、これは非常に助かる、ありがたいということになると思います。ですから、今言いましたような趣旨でもって、国保税の増額部分については反対、第6号の追加で減免をふやす部分については賛成ということの内容でございます。

以上、簡単でありますけれども提案にかえさせていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） これで提出者の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 議案第15号の瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで委員長から御説明があり、かつまた西岡議員から修正議案が出されました。それにつき

まして、委員長にもお尋ねをしたかったわけですが、お尋ねするのはちょっとできなかったということで、修正議案を出された西岡議員にお尋ねをさせていただきたいと思います。

と申し上げますのは、確かに国保税は独立採算性が基本でございますが、医療費の増によって国保税が不足しておると。だからゆえに税額をアップしなければ国保会計がもたんということ。一般財源からも繰り入れをしたらどうだと。ところが執行部は、独立採算性であるために繰り出しはできない。税額をアップせざるを得ないのでアップの条例を出されておるわけですが、修正議案ではアップは認められないと。むしろ貧困家庭においては減免措置も図らないかんし、国保税の足りない分については一般会計から繰り入れよということでございますが、その前に、なぜ、独立採算でやらなきゃならないのは基本であるけれども、医療費が増大するのかと。医療費の防衛のためにどのような具体的な活動を行政当局がされたのかどうかということを質疑がどのようにされたかと。ということはどういうことかといいますと、担当課としてできることは、予防等の充実を図ってと。これは予防等充実を図るということは当然のことだから、その具体的にどのような対応をされて、あらゆる努力もしたけれども、病気にできるだけかからない方法とか、かかった場合は早く見つけて早く治療すると。それから、病気になる前にどのような具体的に健康法を市民に啓発しておるのかということをお題目だけではなくて具体的な行動をどのようにされておるか、質疑があったかどうか委員長報告に対して聞いたかったわけです。それもあまりなかったと。なかって、2対2で委員長裁量で可決と。だから修正案が出たということですね。だから、私は、西岡議員が修正を出されるについて、その件について、値を上げるなど。足らん分は一般会計から出せばいいんじゃないかという、出されるのであるならば、どのように医療費の増につながらないように、担当課も予防等の充実を図れと言っておりますので、どのように具体的に活動をなされたのか、具体的に突っ込んで審議されたのかどうか、一遍、具体的な審議の内容について、あわせて修正議案を出された西岡議員にお尋ね申し上げます。

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 山田議員から御質問がございましたけれども、私にではなく、執行部が委員長に対してお聞きをいただくのが最適であるんじゃないかと思います。

私は修正案を出した提案者でございますので、山田議員が言われるように、医療費がどんどんどんどん高くなっていく。そのためにどうするか。それは執行部が基本的に考えることなんです。ですから、委員長報告の中で細かいところまでは具体的な議論がございません。ただ、個人的に言えば、本当に、いつも問題になりますけれども、年とってからだけじゃだめですよ。もっと小さいときから、いろんな、肥満の問題をとったって、やっぱり日常生活習慣の中で成人病になっていく。これは人のことを言っておるんじゃない。自分自身のことを言っておるんですね。私も心筋梗塞でバイパス手術をやりましたけれども、結局それはずうっと小

さいときからの食生活、生活習慣に基本的に物すごい影響するんですね。脂っこいものばかり食べてくるとか、コレステロールというものが蓄積をされると血管がどうなって、何歳ごろにどうなる、それから運動もしなかったらどうなるということは、本当に啓蒙も含めて、教育を子供時代からしていかないと、結果的には成人病でかかるお金が、医療費がどの程度かわかりませんが、物すごい額になるんじゃないでしょうか。具体的なその額についてはわかりませんが、ただ、自分自身がそういう経験をして、振り返って考えたときに、60過ぎて急にも思っても、それはできない。もっと小さいときからそういう予防医療に全力を挙げることが必要だというふうに思って、もちろんそれだけじゃありません。そのほかいろんなことがありますので、私がこの場で山田議員に答弁するほど、行政側の具体的な内容についてはまだ詳細に熟知をしておりませんので、何とぞ御容赦願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、なぜ聞くかと申しますと、基本的には特別会計は一般会計から足らなければ繰り入れるということが基本ではないと思うんですよ。特別会計は特別会計の枠の中で、どう対応するかということが大事でありまして、その中で、厚生常任委員会にこの議案の審議を付託したということは、行政側が予防を適正にやらきゃならんということを言っておりますので、予防とはいろいろな意味があると思うんですね。その予防の具体的な対応、行動をどのようにされたか。お題目で終わってもらっては困るんですよ。そこはお題目で終わってしまったと。突っ込んで聞かなんだと。私は、本来ならば松野藤四郎委員長にお聞きするのが本来でありますけれども、先ほど申しましたようにお尋ねするのがちょっとおくれたので、修正議案を出された西岡議員も厚生常任委員でございますので、ただ、足らなければ一般会計から繰り入れやいいんだらうと。独立採算性であったって税を上げてはいかんと。もう少し弱い人には減免措置も図らなあかんと。全くそのとおりかもわからんですよ。全くそのとおりかもわからんけれども、税の公平、公正、支出の透明性、適正な執行の仕方、全部網羅をすれば、戻るところは独立採算性の中で有効な財源のもとに有効に使っていただくと。足らなければすぐ一般会計から繰り入れればいいと、そういうことではいけないので、絶対いかんとは言いませんよ。絶対いかんとは言いませんが、その前に予防、予防をやらないかんとやっているんだから、予防の具体的な内容について突っ込んで審議があったかどうか。ないままに、そして足らなければ、上げることはできない。足らん分は一般財源から繰り入れればいいと、そんなことではあきませんよ。だからもう少し、この15号については厚生常任委員会に付託したのでありますから、全権を任せて付託している以上、執行部が予防を早くしないかんと。予防の具体的なことを突っ込んで、とことんまで突っ込んで意見交換をしたかどうかと。その審議の内容について私は、していないとおっしゃるから、この議案は修正議案を出させること

自体が私は不見識だということなんです。

だから、今、修正議案に対しての質疑で言っておるわけですから、理解できません。以上です。

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 山田議員の質問が、やっぱり私に対する質問というよりも、委員長に対する、あるいは執行部にまた後から細かく聞いていただければいいかと思うんでありますけれども、私としては、山田議員がおっしゃるように、特別会計だから特別会計だからということ強調して、そこで全部任せてやりなさいと。ここが問題だと言っておるんです、ここが。憲法25条は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2項は、いろんな保健衛生等について国は努力をしなければいけません、こういう規定ですよ。だったらそれをやりなさいということなんです。予防も大事ですよ。ただ、それをやっておるかどうか、何をやっているかという具体的な議論も大事ですよ。しかしながら、それをやっていないから修正案を出すことは不謹慎だなどという論理にはならない。国家が責任を持つべきことを、49.8%の国庫負担から、それを30%以下にまで押し下げて、それを地方で、地方分権などという大義名分でもってやらせる、こういうやり方自体を厳しく批判をしていかなければいけない。国保だけではできないから、今、国会でもどういふ議論になっていますか、方向としては。問題はあっても、一元化の問題も出ているわけでしょう。一元化の問題。一元化するということは、一体これはどういうことですか。だからそういうことも含めて、きちっと今後の我々の命と健康を守るための、要するに健康保険制度というものはどうあらねばならないかということ、本当に、いわゆる企業に働いておろうが、自営をやっておろうが、高齢者になろうが、みんな考えていかないと、結果的には、今の山田議員のような言い方をしていると、弱い人を切り捨ててしまうということにつながることも限りませんね。ですから、私はそういうことを、やはり私も弱いですから、一緒に走れといったら、やっぱり心臓の悪い者はついていけない。事故が起こったら、何か起こったときに一番先にやられるんですよ。ですから、そういう人たちが安心して住める、そういう社会をつくり上げていくために、国保のみならず、憲法の問題も含めて、今後、本当に我がことのようにお互いが考えていっていただきたいというふうな心から思っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 西岡議員は、弱者切り捨てだということを私に言われた。私こそ、弱者は救っていかなくちゃならん。たとえその支払うお金がなくても、どうしても弱い人、払えない人、体の弱い人、働こうと思っても働けない人は、無税でも救っていかなくちゃならんと思うんですよ。私はそれを申し上げておるんじゃないですよ。払える能力があっても払わない人は

払ってもらふあらゆる措置をしなきゃいかんと思いますが、それがまた反対に、医療費が、そう負担しなくてもいいからどんどん、健康法も怠慢に生活し、そしてどんどん医者へ行けばいいと、そういう診療の仕方、保険制度の内容について、私は多少なりとも異議があるわけです。そのために独立採算制の中でできるだけやってほしいと。やれないところには、初期の予防方法があると言っているんだから、予防方法について、具体的に行政側がどのような活動をして、あらゆる努力をしたけれどもこれ以上防げないよということを委員会でもなぜ審議しなかったか。簡単に見逃してしまっていて、見逃してしまっていて、足りないから一般財源から繰り入れればいいと。それについて私が異議を申し上げたら、あなたは、ややもすると弱者切り捨ての思想でそういうことを言っているということを言われたから、私は納得できません。そういう修正議案を出された以上、私は納得できませんので、賛成できないということやな。そういうこと。だから、もうこれ以上聞かない。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対しては、西岡一成君ほか2名から修正案が提出されていますので、討論としては、まず原案に賛成で修正案に反対、次に原案及び修正案に反対、次に修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

原案に賛成、修正案に反対として討論させていただきます。

今回の修正については、国保税の引き上げを行わない場合は財源不足となり、基金の繰り入れが必要となります。平成21年度末にも基金の残が約3億8,000万円の予定のことですので、この基金をほとんど使い切ってしまうことになる。また、一般会計からということでしたが、一般会計から法定外繰り入れすることについては、市民の血税を投入することとなる。現在でも法定外繰り入れとしては、地方単独事業である福祉医療の波及分としては平成21年度には5,100万円ほど繰り入れされているが、この福祉医療助成額は国保額から除外されているものであるが、この法定外繰り入れの投入についてよく考えてみると、瑞穂市の人口は5万1,000人、そのうち国保加入者は約1万2,000人で、全体の4分の1であります。市民の4分の3の方々は被用者保険、共済、健保組合、そして後期高齢者医療等の他の保険に加入されています。

所得の伸びが期待できない今の経済状況下では、被用者保険、共済などに加入現役世代の方々にも同じ厳しい状況であります。その中で、被用者保険、共済保険においても、国保と同様に医療給付がふえており、保険の負担増が必要となり、平成21年度、平成22年度においても引き上げが行われております。このような状況下で、瑞穂市国保税の財源不足を被用者保険と加入者の皆さんの血税を安易に法定外として繰り入れを行うことは、厳しい財政状況である一般会計の事業への悪影響を与えるばかりか、市民サービスの低下にもつながるのではないかというふうに考えております。

しかし、国保加入者の半数以上は低所得者でありますので、個々の実情に応じてこの条例改正案の減免規定を適用し、生活困窮者への救済をされ、また今後においても、先日の新聞等でも「高期高齢者医療、60歳以上、国保加入」ということも、国の方でも今さらに始まったばかりでございます。それを瑞穂市の一般会計から繰り入れというようなことでは、本当の問題解決にはならないというように考えておりますので、委員長の説明のとおり、安定した財源運営になるように、今はここはしっかりとした財源を確保するために、今回の条例に関して賛成を私はさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田君に確認します。原案及び修正案に反対ですね。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、そのまま暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

この議案は、厚生常任委員会へ付託されまして、十二分に審議を委員会としてはされたと思っておりますが、私は、先ほど申しましたように、この国保の会計は、基本的には独立採算制で、よほどの理由があれば一般会計から繰り入れも辞さないわけではありますが、その審議の中で、行政側が予防措置の拡充ということを言われた。予防措置とは、いろいろな角度から行動を起こす内容が含まれておると思うんですよ。健康法とか、早期発見とか、いろいろな具体的な対応の仕方があると思っておりますが、そこをしっかりと審議をせずして、そして足りないから修正議案を出したと。その修正議案は足らなければ一般財源から繰り入れよと。私は納得できません。だ

から、原案も、ただ保険税が不足したから、収支バランスがとれないから税を上げるということも納得できませんし、さりとて審議の中身が私のお尋ねする内容の部分が十分審議されていない。だから私は、修正議案もされていないままで足らん分は繰り入れよということを出される以上、私は両方が全然気に入りませんので、原案も修正議案も反対です。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第15号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する修正案の動議について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この修正案は、新聞報道等に掲載している国民健康保険税を払えずに死亡した民医連から出た事例が新聞報道に今出ています。死亡が33人、7割が無保険状態で、11日の新聞に出ています。国保料が払えなかったことによって、病院に通えず死亡した人が、去年一年間で少なくとも33人見えるというような発表がありました。無保険状態が全体の約7割に達している、この現状を見ますと、先ほど西岡一成議員が述べられた国民皆保険に大変違反しておることから、憲法25条の最低の生活を営む権利を失うというような方向づけをしまして賛同を求めるように修正案を出されましたんですけど、大変立派な動議だと思っています。

また、もう一つ述べるならば、この議案の15号の中に含まれている事例があります。40歳以上の夫婦の、子が2人、所得が200万円、固定資産税が7万円という、33万円の基礎控除を引かれますと、所得割が8万9,000円から12万円に改正になります。約35%。資産割が、1万7,500円が2万1,000円、20%アップ。均等割が、10万4,000円が11万円、6%アップ。平均割が、2万1,000円が2万2,500円、7%アップと。合計して23万1,500円が27万3,500円、18%アップと、このような事例がございます。とって払えるような保険でしょうか。本当にこれが今国会でも議論になっている状態でございます。

こういう事例から見ますと、払いたくても払えない現状がございます。何とぞこういうような事例を見ながらよく検証していただきたいと思っています。

賛成の討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。私は修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

5点まとめて申し上げたいと思います。

一つは、国保税の全体の背景ですね。これは国全体も、大体、平成25年ですから、あと4年ですか。5年をめぐるといことは三、四年と行っていいと思うんですが、25年をめぐると、低所得者への軽減などを中心として抜本的な改正をしたいという方針を打ち立てていますね。ですから一自治体内だけでやるというのはまず無理があるという背景ですね。

それから全体的なことを申し上げますと、弱者の保険ですね。年金生活者や低所得者、それからつつましい自営業者の保険であるということは、税の公平・公正からは、一般会計からの繰り入れをふやすことは公平・公正ではないという御意見がありますが、負担できる方からは負担していただくと。弱者に対して助けると。やっぱりそれが本当の公平・公正ではないかと思っております。

国保に加入している世帯は、日本で約半分ですよ。2分の1は年間所得が100万未満だという新聞報道もあります。こういう保険なんですね。これがまず背景ですね。その人たちに負担を強いるべきではないということなんですが、二つ目に、今回、執行部はこういう背景のことまで、それから試算も含めて、非常に丁寧な資料を、厚生を傍聴したんですが、そこで資料と説明も受けましたが、非常に今までになく、年々非常に議案の説明が丁寧になっていると思えますが、中でも非常に丁寧な資料添付、御説明であったということは敬意を表したいと思います。

にもかかわらず、それだけ丁寧にしてくださったので実態がわかったということで、今、土田議員も言われましたが、先ほどの給与収入が換算で316万で、世帯の所得合計が200万の人で、結論だけ申し上げますと、さっき土田議員は大変丁寧に言ってくださいましたが、増加額が3万6,900円です。こんなに増加するわけですね。例2として、世帯の所得合計が110万円というので、2万円の増加です。この資料をお持ちでない方が多いんじゃないかと思うんですが。それから年金収入180万、世帯の所得合計が60万のところ1万円の増加と。例4では、給与収入122万、世帯の所得合計57万でも9,500円、大体1万円ですね。こんなにふえるわけですね。無収入の若者で7割軽減が適用されても800円ふえます。無収入なんですけどね。ということで、これは具体例を見ますと、やっぱり国保に入っていない方や、この具体的な資料を目になさらない方は上げてても仕方ないんじゃないかと思われると思うんですね。でも、やっぱり具体例を見ますと、賛成できないということです。

四つ目に、ごく一部の人のみみたいな言い方がありますが、人口で見れば5万人中1万2,832人ですが、世帯で見ますと3割強です。およそ1万8,000世帯あると思うんですが、6,847世帯で

すので、国保は多いと思います。

最後に、ぜひこの国保の会計を値上げすることで国保の会計の苦しさを何とかするというんではなくて、市の事業全体の事業仕分け、補助金関係とか、この後出てきます、私は長寿者報奨にもそういう意味で賛成しようと思っているんですが、あと命に直接関係がない土木関係で、学校関係は仕方がないかもしれませんが、できるだけ切るところは切るとか、ここ四、五年、大変だと思いますので、国の抜本的な改正で楽になるということもないかもしれませんが、特にこの四、五年、何とかこの弱者の会計を持ちこたえようではありませんかと、決定権を私たちはここで持つわけですので、このことを議員の皆様にも申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

まず、本案に対する西岡一成君ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決します。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時21分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより、議案第16号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第17号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

このような条例改正については、元松野市長のときも提案され、現堀市長のときにも提案されております。その2回の見直し提案に対して、いずれも議会は多数で否決をしてきた経過がございます。今回の見直しの提案内容は、22年度は現行の報奨金を半額にする。23年度からは88歳を1万円、99歳を10万円にするという内容でございます。堀市長は、前の見直し提案のときに提案説明の中で、なぜ今の時期にこの見直しをするんだという質問に対して、私はマニフェストで他の市町村並みにするというをお約束して選挙に出て当選したと。そのことを実践しておるんだという答弁をなさいました。今回の提案の内容と他の市町との状況を比較してみますと、厚生常任委員会での資料では、本巢市は現在、88歳は3万円、100歳が50万円。今回瑞穂市が提案した23年度からの実施、88歳が1万円、99歳が10万円と比較するとすごく低くなっております。これが他市町と比較して見直すということの理由になるのでしょうか。とてもならないと思います。さらに、隣町の北方町と比べましても、北方町は88歳3万円、90歳から

99歳まで毎年1万円、100歳は50万円という制度になっております。これもまた23年度からの報奨金額と比べると非常に北方町が多いというのが実態ではないでしょうか。

今、長寿された方たちはこの報奨金を楽しみにしております。私の属する十八条の柿組合でも97歳の現役の方が見えますし、ことし2月に柿組合で1泊の研修旅行会にも参加をして、元気に頑張ってみえます。食事にも気をつけて、99まで頑張ってお報奨金をもらうということも言ってみえました。そういう点でお年寄りの皆さんは楽しみに、さらに生きる希望にもなっていると考えまして、今回の大幅な削減見直しについては反対をいたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決され

ました。

これより、議案第20号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、先ほど動議を提出いたしました折に話させていただきましたけれども、やはり憲法25条というものをとにもかくにも一人ひとりが腹に入れなきゃいかん。どんな境遇で生まれようが育とうが、体の調子が悪かろうがよかろうが、すべての人は幸せに生きるために国家によって保障されなきゃいけない、こういう大前提だと思うんですね。ですから、一番所得の低い人たちを隔離して、それで自力でやりなさいと。できなったら自己責任だから仕方ないんだと、そういう社会で、それではいいわけがないというふうに私は思います。やはり基本的に、みんなを支えていく、これが現状の中では一番問われておると思います。将来的には健保との統合。じゃあ統合の内容をどうするか等々の話も具体化されてくるであろうと思いますけれども、とにかく健保の場合は、事業主が半額を負担する。それで保険料自体が大変安くなります。自分たちで弱いものだけで支えていこうとすると、当然高くならざるを得ない。だったらそれを、国が放棄をしているならば、もとの負担率に高めて、そして自治体がそれを支えるということをやらなかったら、だれが現実に支えるんですかというような問題だというふうに思います。先ほど個別具体的な事例についてはお話がありましたけれども、私はここで言っている、所得割が1.55、固定資産税割5%増、均等割5.7%増、平等割も7.1%増等々、1,500円ずつぐらい上がるわけでありましてけれども、本当にやっぱり生活するのが今大変な状況であります。ですから、私はこの議案にはやはり反対をせざるを得ないということでありまして。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号から日程第19 議案第35号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第12、議案第23号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第35号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長 星川睦枝君。

産業建設常任委員長（星川睦枝君） 18番 星川睦枝です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、ただいま一括議題となりました8議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、3月10日午前9時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から、市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第23号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

この補足説明として、歳出の主なものは、下水道推進の啓蒙活動のための下水道推進委員の報償費を全額減額するもの、利子補給制度の利用がなかったため補助金を減額するもの、耐用年数から修繕料を見込んでいるが、修繕の必要がなかった分を減額するものと説明がありました。

質疑に移り、下水道推進委員の報償費が減額された理由について質疑があり、水洗化率向上のため処理区域内の10自治会で下水道接続を推進していただく委員を設置する計画をしていたが、各自治会長と話をした結果、旧巢南町では同じ役割の委員がいたが、合併後なくなったので、再度設けるのは難しいとのことで、委員の設置に至らなかったと答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第24号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の審査では、補足説明として、歳入の主なものは、使用料を22万1,000円減額するもので、原因として処理区内人口が平成21年3月31日現在490人であったものが、補正予算作成時には480人で10人の減があったため。また歳出では、耐用年数から修繕料を見込んでいるが、修繕の必要がなかった分を減額するものと説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第25号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）の審査では、補足説明として、歳出の主なものは、下水道推進の啓蒙活動のための下水道推進委員の設置が難しいため報償費を全額減額するもの、下水道台帳の作成を職員で対応できたためこの委託料を全額減額するもの、利子補給制度の利用がなかったため補助金を減額するもの、耐用年数から修繕料を見込んでいるが、修繕の必要がなかった分を減額するものと説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第26号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を審査しました。

この補足説明として、資本的支出の配水設備改良費減額の主な理由として、忠太橋での宝江側の水道管工事を見込んでいたものと、宮田水源地の配電盤等の設備改修を予定していたものが実施できなかったためと説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第32号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の審査では、補足説明として、歳入の主なものでは、処理区域内の人口が若干伸びていることで下水道使用料が569万5,000円増額するもの。歳出の主なものとして、公課費での消費税が、本則課税方式から簡易課税方式に変更したため591万4,000円減額するものと説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第33号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の審査では、補足説明として、歳入の主なものでは、使用料減額の理由として処理区域内人口が490人から480人に減少したためと説明がありました。

質疑に移り、人口が10人減ったのは家の撤去から見たものかとの質疑があり、家の撤去等から見たのではなく、使用人口の減少から見たもの。また、水道の利用も減っていると答弁があ

りました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第34号平成22年度瑞穂市水道事業会計予算の審査では、補足説明として、資本的収入の加入金では400件ほどの新規加入を見込んでいる。資本的支出の配水設備拡張費では、宮田水源地が借地のため、この購入のための予算を5,800万円計上してある。配水設備改良費の主なものとして、下犀川橋の取り付けに関連した横屋地区での改良工事と、宮田水源地での配水ポンプの修理や配電盤の改修があると説明がありました。

質疑に移り、宮田水源地の借地購入について、購入の際は価格交渉をしてなるべく安価でしてもらいたい。購入面積や評価額、これまでの年間賃借料はどうなっているのかとの質疑があり、購入面積は2,578平方メートル、評価額は1平方メートル当たり2万2,600円で予算計上してある。年間賃借料は約140万円となっていると答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第35号市道路線の認定及び廃止についての審査では、路線ごとに認定及び廃止の理由の補足説明があった後、次の質疑がありました。

認定する道路は寄附で受け取るのか、分筆や所有権移転の費用はだれが持つことになるのかとの質疑があり、開発基準に基づいた道路ということで寄附を受ける。築造や測量、分筆の費用は申請者の負担、寄附採納後の所有権移転の費用は市の負担になると答弁がありました。廃止した道路は購入してもらうのか、また所有権移転の費用負担はだれがするのかとの質疑があり、単価を決めて払い下げることになる、費用負担は払い下げる方にしてもらうと答弁がありました。昭和40年ごろから宅地開発が進んだが、その中で寄附採納されていない道路もあると思う。長く道路として使っていたとしても、寄附採納をするとなると測量や分筆の費用は申請者が負担するのかと質疑があり、そのような道路も開発基準に基づいて整備していただき、測量や分筆をしていただいてから寄附を受けることになると答弁がありました。古い道路を整備し、測量や分筆まで行うのは申請者の負担が大きいです。市民の定住や財産の確立を考える上で、市での整備や費用負担をする考えはとの質疑があり、状況に応じて対応できるように考えたいと答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年3月24日、産業建設常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（小川勝範君） これより、議案第23号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第32号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、下水道事業そのものについては別に異論はございません。ただ、問題が、今回の場合は議案第11号との関連があるわけでありまして。どういうことかといいますと、職員給与の問題ですね。期末・勤勉手当0.35ヵ月のカット、そのほか住宅手当2,500円の廃止等が提起をされておりますけれども、そもそも人勤というのは、労働基本権を剥奪された公務員労働者に対する代償機関なんですね。それが、全くその原点が放棄をされてきて、調査も十分やらずに、値下げを前提にしてどんどんどんどん公務員労働者の権利が剥奪をされてきております。こういう状態が続けば、もう何回も本会議場で議論されておりますけれども、本当に日本国じゅうの公務員が、市町村、県、国がやれば、本当にどれだけ内需を引き上げるか。景気回復にとってどんな効果があるのか。民間と比較しながら、だから公務員もと言いながら、その後には公務員も下がっているんだから民間もといつて、どんどんどんどん社会全体の賃下げ、そして内需が落ち込んでいくということの悪循環を一体何回繰り返したらその政策の誤りがわかるのかということ、私は言いたいと思うんです。ですから34号も同様の内容でありますけれども、反対討論はその場は省略させていただきますけれども、以上の理由によりまして、本案に対しては反対と、今回は反対ということにさせていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第33号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第34号平成22年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第35号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、午後は1時15分から再開をいたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時17分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第20 議案第22号及び日程第21 議案第31号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第20、議案第22号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）と日程第21、議案第31号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を一括議題とします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 藤橋礼治君。

文教常任委員長（藤橋礼治君） 議席番号19番 藤橋でございます。小川議長さんより発言の許可を得ましたので報告をいたします。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教常任委員会は、3月10日午後1時30分から、関係施設を視察した後、巢南庁舎3の1会議室で開催しました。

全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告をします。

初めに、議案第22号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

補足説明としては、全体で1,552万5,000円を減額補正するものである。その内容については、1．児童・生徒等の減少により、当初予算編成時に見込んだ給食数より実際に給食を実施した数が少なかったため、1,165万8,000円減額するもの。2．新型インフルエンザによる学級閉鎖が相次いだため、給食費を159万5,000円減額するもの。3．給食費の未納により227万2,000円減額するもの。以上の理由により、歳入の給食費負担金が減額となり、それにあわせて歳出の賄い材料代を減額するものであるとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をしました。

続いて、議案第31号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を審査しました。

補足説明としては、予定給食人員数及び食数において、保育所1,202人で224日分、幼稚園170人で192日分、小学校3,555人で197日分、中学校1,629人で198日分、その他、試食分、給食センター職員分等を合わせて2億8,156万4,000円の予算となっているとの説明でありました。

質疑では、昨年度に比べ139万4,000円減の予算となっているが、その理由はとの問いに、新年度予算を立てる時期は、前年の10月から12月にかけてである。その際、現状の児童・生徒数を基準に新年度の給食人員数及び食数を予測して計算するので、毎年多少の増減が生じてくるとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、議案第18号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）と議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算の当委員会関係箇所について執行部から説明を求め、協議しました。

各委員から出された意見をまとめた結果、当委員会としては、議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算について、次のことを執行部に要望することとしました。

小学校費における学校管理費の工事請負費のうち、校庭の芝生化の予算が1,080万円ほど組

んである。これはモデル事業として学校を取り巻く環境整備事業であるとの説明を受けたが、既に学校及びPTA等と話し合いが済んでおり、生津小学校と西小学校での実施が決定しているようである。しかし、当委員会には、2校の選定について何も知らされていなかった。そこで、こうした新規事業を行う場合、議会に対し、事業の概要や場所の選定等について、事前説明及び協議をするよう要望する。

また、当事業は子供たちにとって大変すばらしい事業であると思われるが、過去において本田小学校で校庭の芝生をはがした例もあるので、1,000万円強の予算を投じて行う事業であることを忘れず、今後における管理・運営については、綿密な計画を立て、遂行するよう強く要望する。

以上で、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年3月24日、文教常任委員会委員長 藤橋礼治。

議長（小川勝範君） これより、議案第22号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第31号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第5号から日程第32 議案第27号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第22、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第32、議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗、議長の発言の許可を得ましたので、総務委員会の質疑等の報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました11議案について、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務常任委員会は、3月11日午前9時30分から、平成22年度予算に計上されているうちの主な10カ所の事業について、現地視察を行い、翌12日は午前9時30分から、そして15日は午後2時30分から、最後に18日午前11時45分から、議員会議室にて計4日間開催しました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、会計管理者、所管の部課長の出席を求め、また議案第18号平成21年度一般会計補正予算と議案第27号平成22年度一般会計予算の審査においては、教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明の後、現在ある農産物販売所の場所は今後どうなるのかとの質疑について、今までは実証実験として市が実施していたが、今後は市が行うのではなく、当面、生産者団体が行き、補助金で補助をするとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてと議案第7号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

議員の期末手当の改正は報酬等審議会にかける必要があるのではないかとの質疑について、報酬等審議会条例の第2条に「議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、審議会の意見を聞くものとする」とあるが、期末手当については慣例的に審議会にかけなくてもいいのではないかとの答弁がありました。

また、11月臨時会では関係する議案をまとめて提案したが、今回は分割して提案した理由はとの質疑について、前回は人事院勧告という一つの理由だったので一括して提案した。今回は、職員の時間外勤務手当の関係もあるので分けた。交付税に影響するのは職員分で、議員分は関係しないとの答弁がありました。また、経済情勢をかんがみ、どうせ下げるなら議員の報酬も、市長、副市長、教育長の給与も3割カットしてはとの意見がありました。

この後、討論に移り、前回は職員の給与と一括上程だったため反対したが、今回は賛成。今後は議員定数と報酬について特別委員会を設けて検討していくべきとの賛成討論がありました。

この後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

住民感情や経済状況を勘案するのであれば、7%の削減でなく、議員も特別職も3割下げて市民に姿勢を示した方がいいのではないかとの質疑について、「市民も苦しい。職員も下げるといことで痛みを分かち合いたい。しかし、県内どこの市も削減はやっていない。他市へも影響を与えてしまうので7%で理解をお願いしたい」との答弁がありました。

また、報酬審議会にかけるかどうかで、市長は今までの議会で「報酬は報酬審議会を開くことになっているので、できれば審議会を開いて意見を聞いて」と答弁しているが、なぜ審議会にかけなかったのかとの質疑について、報酬を上げる場合は市民の負担が重くなるので、絶対に審議会にかけなければならない。経済情勢などで下げる場合は、市民の負担が重くなること

ではない。条文を見ても「聞くものとする」としてあり、「聞かなくてはいけない」としていないので、かけずに下げた。また、特別職の給与を決定するのに審議会の意見を聞くという趣旨は、経済成長で職員の給料が右肩上がりだった時代に、特別職の給与も連動して同様に上がっていたが、特別職の給与は職員給与とは別物だから、民意を反映させるため、報酬審議会で意見を聞くように、昭和39年、昭和43年に、当時の自治省から通達があった。今回は審議会を開く時間がなかったため、22年度には審議会を開くとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論では、減額が7%では少な過ぎる。他市と比べても高いので、経済情勢をかんがみ、市民にわかる形で下げるなら3割削減をすべきであるとの反対討論があり、賛成討論として、3割削減をすると他市の類似団体と比べて低過ぎる。7%が妥当だとの賛成討論がありました。

これら討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

本議案については、議案第8号、第9号と関連しており、同様の質疑、討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

質疑はなく、討論では、人事院勧告に従わず職員の給与を下げなければ交付税が4,000万円ほど減らされることは既にわかっていたことで、11月臨時会でも反対をした。その理由は、瑞穂市職員の給与は決して高くないので、それを減らすまでもない。また、官の給与を減らすと民の給与も減る社会構造になっている。地方分権時代と言いながら、国の人事院勧告に従わなければ、交付税でペナルティーをかけるべきではないとの反対討論がありました。

この後、採決の結果、可否同数となったため、委員長は可決と裁決しました。

次に、議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

瑞穂市は選挙の投票率が悪いが、アップする方法を検討しているのか。投票に行ったら商品

券を渡すなどのいい方法はないのかとの質疑について、選挙啓発、棄権防止として、有権者に研修会に参加してもらったり、駅や大型店舗前で啓発活動を行っているが、なかなか実績が伴わないのが現状である。成人式に選挙広報誌を配布したり、小・中学校のときから選挙に関心が持てるように教育をしたり、幅広い方法を検討する必要がある。しかし、選挙時に商品券などを投票所で配ることは好ましくないと思うとの答弁がありました。

次に、プレミアム商品券を買いに行ったがなかなか買えなかった。しかし、余っているとも聞くが、どうだったのかとの質疑について、購入の上限を3万円と決めていたが、件数も多いため本人確認まで至らず、何回も並んで大量に購入する不適切な事案があり、途中で発行を中止した。このため、購入できなかった方も見えたとの答弁でした。

また、ふれあいフェスタについて、お祭りなのである程度経費がかかっても仕方がないし、無理なスケジュールにならないように精査されただろうが、今年は2日間で大変だったとか、2日目に空きテントがあり、設備・設置など経費が大幅にかかり、無理や無駄があったと聞くがどうだったのかとの質疑に対して、運営の関係は瑞穂ふれあいフェスタ実行委員会にて実施している。ことしから出店者にも2日間の出店をお願いした。今までは商工会を中心に呼びかけをしたが、22年度は自治会などにも早目に呼びかけ、なるべくテントの空きがないように実施したいとの答弁がありました。

敬老会で「自治会に入っていない人には何らかの方法で市は応援する」と答弁をしているがどのようにしているのかとの質疑について、自治会にお願いするのか、市でやるのか、何かいい方法はないか検討する必要がある。現在は実施できていないとの答弁がありました。

歳入面では、県の財政再建策として、県からの補助金が削減され、各市町の負担が増加すると説明があったがどうなったのかとの質疑に対し、21年度は自主運行バス補助金や県広報の配布委託金などが少し減額されたが、全体では大きな減額はなかった。大きく影響があるのは22年度からであるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

この後、小寺徹委員から、議案第18号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）に関する附帯決議案が提出されました。

内容としては、市の財政状況が厳しい中、予算についてはしっかりと見積もりを精査し、効率的に事業を行い、より適正な執行を求めるものです。

趣旨説明の後、議案第18号に対する附帯決議について、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より本案に対する補足説明として、予算概要の説明がありました。

平成21年度予算に対し13億円の減額、8.1%の減となっているが、21年度は穂積中学校・牛牧第2保育所の建設があり、22年度は子ども手当があるので、その分を差し引きすると前年度とほぼ同額の予算となり、22年度が特に下がっているのではないとの説明がありました。

歳入に関して、市税が4億円ほど減り、地方交付税においては、国もお金がないので交付税会計の不足する分を臨時財政対策債として起債するが、財政力指数の低い自治体にはできるだけ配慮し、財政力指数が高い自治体には起債で20年間で交付するように変更があり、交付税が現金歳入として見込みにくくなった。補助金がふえているのは、国庫支出金の子ども手当の8億円、県支出金の認定こども園などによるもので、そのほかに繰入金の基金取り崩しで11億円、市債の借金で15億円の予算になっている。当市の収入に見合った予算は、繰入金や市債を除いた124億から130億円が適正規模であると考えている。

平成26年度からは合併の特典である5億円の交付税が、1年目0.9掛け、2年目0.7掛けとなり、いずれ5億円がゼロに減る。では、歳出でどこが減らせるのか。どこの市町村も今何をやっているかといったら土木費を減らしているか事業を減らすしかない。当市は、経常収支比率が90%近くになっているので、長期的な財政対策を練らなければいけないとのことでした。

その後、次のような質疑がありました。

自治会活動振興交付金と自治会事務取扱交付金とあるが、どういうときに支払われるのかとの質疑について、自治会活動振興交付金は具体的にこういう事業とは決まっていらないが、自治会活動の振興に携わる事業に対して、1世帯1,400円を自治会に交付金として渡している。自治会事務取扱交付金は、広報配布や回覧などの事務の取り扱いとして1世帯780円を自治会に交付している。そのお金を班長に配る配らないは自治会によるので、各総会で決めてもらえばいいとの答弁でした。

公用車は3台で954万円の予算となっているがどういう車かとの質疑に対し、市長車で702万円を予算化しているとの答弁がありました。

呂久の投票所は今後どうなるのかとの質疑があり、呂久投票所だけの問題ではなく、牛牧投票所は非常に有権者数がふえており、これらの問題点も含め選挙管理委員会でも検討をしているとの答弁がありました。

国保への繰出金が毎年増加しているが、今後の運営について、また基金はどうなるのかとの質疑について、国保への繰出金は、保険基盤安定や職員給与費等や出産育児一時金等の国・県の財政措置を含めた市負担分、また地方単独事業である福祉医療事業の波及増分を繰り出している。医療費が高騰している中で、財源が足りない場合は基金で賄うしかない。基金の残高は平成21年度末は3億8,000万円ほどで、平成22年度末は1億2,000万円ほどになると見込まれる。今後は基金を取り崩しながら、不足する分については国保税の値上げで対応することとし、今

議会に議案を提出している。値上げをせずにそのまま対応しようとすると、来年度には基金は底をつくと思われるとの答弁がありました。

清流みずほの認定こども園で、国は民営化を促進しており、民が建てる場合は補助金が出るが、公の場合は補助金が出ない。民が建てた認定こども園の運営費に市の補助金が投入されることになるのかとの質疑に対し、幼保連携型だが、制度は保育所なので、運営費の4分の3を国・県から補助され、市は4分の1を補助金として出すとの答弁がありました。

本田と中宮の公園用地購入の予算が計上されているが、そのほかにも野白や野田から公園の要望が出ている。どうして本田と中宮になったのか。本田の牛舎跡の建物も建っているし、その場所が公園として利用価値があるのか。子供が遊ぶのに地理的にふさわしいのか。地元から要望があったのかとの質疑に対し、本田西之島については、公園の基本計画を昨年作成し、公園の配置を検討していたが、地元からは以前よりたびたび要望があり、遊歩道整備のまちづくり交付金で整備できるので決めた。中宮については、当初、市の未利用地を活用して公園をと検討していたが、地元から、集落から離れているし、中宮公民館を建設したので、公民館の近くに土地があるとの要望があり決めたとの答弁がありました。

校庭の芝生化についてどのようにやるのかとの質疑に対して、PTAの協力によって、芝ポット苗の植えつけ、配管による水やり、2週間に1回の肥料やり、乗用芝刈機で毎週1回の芝刈り、冬芝の種まきを行ってもらう。また、市長より、芝生化により夏場では5度くらい涼しくなるし、校庭の砂ぼこりも立たなくなり、学校周辺の民家にとってもいいとの答弁がありました。

その後、討論では、長寿者褒賞条例の削減、職員の給与条例の削減により減額された予算が計上してあるので反対との反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

この後、庄田昭人委員から、議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算に関する附帯決議案が提出されました。

内容としては、市の財政状況が厳しい中、予算の執行に当たっては、市全体のバランスを考慮し、議会に説明をし、その後地域への説明や報告を実施し、将来に不安を残さないよう長期的な視点に立った財政運営を求めるものです。

趣旨説明の後、議案第27号に対する附帯決議について、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年3月24日、総務常任委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これより、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席ナンバー8番 広瀬武雄でございます。

ただいまの委員長報告の中における議案第5号の中で、たしか農産物販売所は生産者団が行い、補助金で補助するという委員長報告がございましたが、先般の一般質問の中で、真正町のおんさい広場の方へ、4月、1ヵ月延長して、その後5月からは向こうへ農協の御協力を得て移動すると。移動するというより、農産物の販売所へ農産物をおさめていただいている業者の皆さんがそのおんさい広場の方へ農産物をおさめていただくというような御答弁だったと思うんですが、その答弁と、この補助金で補助するという答弁のつながり方、この辺の部分が総務委員会ではどのように御協議、あるいは質問をされているのか、あるいは全くその話はされていなかったのかどうか確認いたしたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 8番 広瀬武雄議員の質問にお答えします。

平成22年度瑞穂市予算説明書の78ページに、款6 農林水産業費、項で農業費、その中の19の負担金補助及び交付金の中に瑞穂市農業振興会の補助金、今年度は205万4,000円が計上されています。その前年度対比をみますと48万円がここに上乘せをしております、その委員会の中では、48万円の使い道については、農産物実験場である実証試験場の運営費1ヵ月分を48万円計上しているということで、あえて、将来できる岐阜農協の農産物の運営費等に充てなく、あくまでも農産物販売所の実証実験の運営費1ヵ月分をその補助金として出したということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの委員長の御報告を聞く限りにおきましては、予算書の中に48万が補助金として振興費として計上されているので、それを活用するという御答弁のようでございますが、従前より農産物販売所は委託費で約1,200万出ておるとするのは御存じのとおりでございますが、さらにそこへ補助金をオンするという形でおんさい広場へ出向くと。いわゆる持参金のような形で持っていくという解釈になるのかもわかりませんが、その辺の部分をもう一度御報告いただければありがたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 8番の広瀬武雄議員の質疑に対して回答ですけど、おんさい岐阜が5月から運営をされるんですけれども、あくまでも瑞穂市の農産物の販売所につきましては最終的には閉鎖するというので、1ヵ月分の運営費ということで、あくまでもその農産

物の今出している生産者団体が今度、場所を変えて、おんさい岐阜、真正の方に持っていくということで、それに対する予算は計上されていないということでございます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、総務常任委員会について、審査の仕方について質問させていただきます。

傍聴させていただいたんですが、この報告書を読みますと、1枚目ですね。ページは打ってありませんので枚目と言いますが、1枚目の議案第5号の最後には、「これら質疑の後、討論なく、採決の結果」と、こういう書き方をしておりますね。そのほかのところも、討論があった場合でもなかった場合でも、質疑の後というふうに、質疑、討論、採決が、ほかの委員会のように、そして今までの、今の委員長さんじゃないときの今までの総務常任委員会すべて、議案について質疑、討論、採決を一つの議案について続いてやっておりますね。見ていて非常に厳正な審査という、一つ一つ、思いましたが、若園委員長さんは正確には、3月11日、これは上から3行目にありますが、3月11日午前9時半から行い、4行目ですか、12日は9時半からして、15日は午後2時半からしたと書いてありますが、この文章からはわからないと思いますが、正確には11日と12日は質疑のみ全部議案についてやって、そして15日、月曜日だったと思いますが、午前中は議事録に残さない委員会を開き、15日の午後に討論、採決と、こういう順番でやってみえますね。まず、このやり方が非常に私は見ていて疑問だと思っております。途中で議事録に残さない委員会を開く、議案についての委員会を開いているわけですし、この疑問点についてちょっと幾つかに分けて質問いたします。

まず、音声とペーパー議事録は、このように、この委員長報告のように質疑、討論、採決をまとめて操作してあるんでしょうか。恐らくそんな面倒なことはしていないと思っておりますので、音声記録とペーパー議事録は11日と12日は質疑のみずっと続いて、15日午前中はなくて、15日の午後は討論、採決だけ恐らくしてあると思います。情報公開請求の対象になりますので、それは。これはなりませんけれど。なりますか。ちょっとわかりませんが。音声とペーパー議事録はなりますので、事実とつまり違うわけですね、この報告の仕方は。もしそうであれば、この報告も、11日、12日は議案について質疑のみしましたと。最初に質疑を全部書いて、または一つ一つ全部、15日には討論、採決をしというふうには私は書くべきじゃないかと思っております。非常に変わったやり方ですので、そこに事実と違う報告の仕方が出てきますので、その点についてお聞きしたいです。事実と違うことについてどうかということですね。

で、最初に述べさせていただきましたが、非常に議事録に残さない、協議会でもないと思うんですが、議案については協議会じゃないはずなんですね。常任委員会を15日の午前中にやっ

ているわけですが、議事録に残さないわけで、分割して、引き離して、切り離して、引き離して質疑と討論、採決をやる、このやり方が、私たち議員は議案というものに対して非常に厳正さが求められると思うんですね、やり方に。冗長という言葉がありますが、そして最後の15日の午後の討論、採決についてもたしか4回途中で休憩を入れていますね。それから、1回は協議会に切りかえますということで、討論、採決の間に都合5回、「ちょっと待って、待って、休憩、休憩」とか、「協議会に切りかえる」とか、「きょうの午前中に打ち合わせたやり方と違うじゃないか」とか、そういうやり方というのは私は、執行部は非常に審査されるわけで、私たちがそれについて賛成、反対するかどうかは、それはどちらでも私たちの自由ですけど、その審査の仕方がもうちょっと厳かというか……。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君に申し上げます。議案第5号の質問でございます。総務委員会全体の質問とは違いますので、議案第5号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての質問でございますので、きちっと条例について質問してください。

3番（熊谷祐子君） すみません、委員長報告に対してしました。

以上が非常に疑問です。

議長（小川勝範君） 答弁は要らんですね。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 申し上げます。今は議案第5号についての質疑でございますので、総務委員会全体の質問については、それは委員長が答弁する必要はございません。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

委員長報告の中では「報告すべき質疑・討論はなく」とありますので、討論したら中身の範囲内で教えていただければと思います。

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を見ながら、今度の改正案と比較検討いたしてみますと、日額7,000円というところのほとんどが6,000円になっておることがわかります。ただ、7,000円の中でも、選挙管理委員会のその他の委員は日額7,000円のままであります。そして、そのほか、開票立会人とか選挙立会人は日額8,800円なんですけれども、こういうものを見直しというのか、この非常勤の特別職の報酬を見直す内容として、じゃあそういうものは具体的に見直しの対象とされて検討された、そしてその結果が別にそのままいいということになったのか、その内容ですね。例えば固定資産評価審査委員会委員についても日額7,000円ですけれども、これについてはそのままになっているということで、要するに、

その見直しの対象の物差しですね。これはどういう物差しで執行部は検討されて、改正案を提起されてきたのか。そのことについても執行部の方で説明があったのであれば、御報告をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 4番 西岡議員の質問ですけれども、執行部より、各市町はこういう経済情勢であるので、大体平均5,000円だと。今回の瑞穂市は7,000円か6,000円するというので、具体的に今言っている委員会の、例えば防災委員が7,000円が6,000円、また固定資産評価審査委員は7,000円だけど6,000円というような具体的な細かい、委員の種別は違ってなぜ一緒かという、そういう具体的なことについては説明はなかったです。一律に今回7,000円が6,000円になると。他の市町は5,000円が額だから、今回もやっぱりこういう経済情勢を含めて、瑞穂市は6,000円にするというような説明がございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、固定資産の評価委員の話が出たんですけれども、6,000円になったのは固定資産評価補助員が7,000円から6,000円になって、固定資産評価審査委員会の委員は日額7,000円のままということで、その仕事の内容と密度だとか時間だとか、いろんな要素があって、具体的に金額を定めておられると思うんですけれども、そういうことを含めて、していなかったらしていなかったでいいですから。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 西岡議員のその質問については、質疑とかいろいろと内容については、答弁もないし、質疑もしませんでした。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、委員長に質問を申し上げたわけですけれども、基本的にそれぞれの非常勤の職員の報酬の見直し、その整合性というものがよくわからない。他の市町村は、7,000円から6,000円にしたところは大体5,000円ぐらいだからということはわかったんですけれども、その他の職員の

報酬の根拠とその整合性ですね、このことが具体的に明らかになっていない。例えば投票立会人、それは開票立会人、選挙立会人、8,800円ですけれども、じゃあこれについてはどういうふうに考えたらいいのかとかという、だからそういうことも含めて議論をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。ですから、ちょっとそこら辺の根拠が、今のままではちょっと恣意的かなという気もいたしますので、一律1,000円下げるということでしかないような気はしますので、もっとその仕事の内容等を含めて精査をしていくべきではないかというふうな考えから、反対ということですね。ゆうべまで勉強していなかったんですけど、ゆうべ勉強して、つらつら見ていると、ちょっとやっぱり待ったをかけて話をしておいた方がいいかなという気がいたしましたので、反対の討論にかえさせていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

委員長報告の中で、期末手当については慣例的に審議会にかけなくてもいいのではないかと、こういう執行部の答弁があったということが報告をされておりますけれども、そこでお聞きをしておきたいんですが、執行部は期末手当というものは給料ではないと、そういう認識を前提に答弁をされておられるのかどうか。

そして2点目は、慣例的にとありますけれども、これはどこの慣例なのか、そのことですね。そしてその慣例の根拠というか、そういうことについてまずもって質問をさせていただきたい

と思います。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 4番 西岡議員の質問ですけれども、期末・勤勉の今回の、期末の減額0.35%の件ですけれども、あくまでも、人事委員会は瑞穂市はないので、上部団体である県の人事委員会、国の人事院に、まず慣例的といいますか、要するにそういうベースとなる、調査機関もない、そういう経済の動向を見る調査機関もないということになれば、国の人事院勧告をベースとして、議員の非常勤の特別職の今言っている期末・勤勉手当についても、そこで今回の人事院勧告に伴う減額をしたということでございます。

もう一つ給与と期末手当についてはあくまでも別ということです。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は本案に反対の立場で討論を行いたいと思います。改革の西岡一成でございます。

先ほど委員長に質問をさせていただきましたけれども、期末手当は議員報酬以外の何物でもない。職員の給与でも、期末手当はまさしく給料の後払いであり、給料でないわけではないので、そういう認識をまず持つておることを冒頭申し上げておきたいと思います。

それで、この報酬等審議会は慣例的に審議会にかけなくてもいいという答弁は、これは執行部は間違いです。あとの9号との関連で出てきますけれども、この後では昭和39年、43年に当時の自治省から通達があったということが書かれていますから、恐らくこれは9号だけじゃなくて、この第8号のいわゆる議員の報酬の額についても同様の内容の通達であったんじゃないかということですが、その内容は、昭和39年5月28日自治給第208号ということで事務次官通知で各都道府県知事あてに出ております。これと一緒にどうか、ちょっと委員会の中身がわからないからわからんのですけれども、39年といえばこういう通達が出ておるんですね。通達というか、通知ですね。で、それを見ても、ということが書いてあるかといいますと、1. 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別報酬審議会を設置するものとする。2. 都道府県知事は、都道府県議会議員の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額に

ついて審議会の意見を聞かなければならないものとする、明確に書いておるんです、通知の中に。ところが、今までの答弁の中では、下げるときは開かなくてもいいとか、必ず開かなければならないということではないとか、今慣例的に審議会にかけなくてもいいのではないとか、こう言っていますけど、これはやっぱり間違いなんです。この昭和39年5月28日の自治給第208号とこの後の9号で出てくる通知が一緒かどうか、ちょっと定かではないんですけども、39年、確かにこういう通知が出ておる。ですから、読んで字のごとく、その額ですよ。額を上げる場合だけやりなさい、そんなことじゃないです。下げる場合も含めて、その額について条例を提案するときには報酬審議会の意見を聞かなければならない、こういう文言が明確に書いております。それを踏まえた上で、先ほど言った別紙の条例案の準則、ここのところで、言葉としては、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとなるおるんですね。ですから、この事務次官通知の中身を前提にしてこの条例を読めばどうなるか。これは明確なんです、明確。これは、額を下げる場合は開かなくていいとか、あるいは必ず開くものではないなんていう答弁は、これは重大な解釈なんです。ということはどういうことかということ、そのほかのことで条例があって、その条例を守るか守らんかという場合に、行政の側は、国保税が高いで払わんぞと言われても、条例は守らなくてもいいという模範を示すわけなんです、執行部はね。これは一つの例ですけれども、質の問題からいえば、条例は守らなくてもいい。執行部が守らなくていいものを何でわしらが守らなきゃいけないのか。理屈はそういうことになるんですよ。ですから、そういう模範はやめなけりゃいけない。ましてこういう通知があるわけですから、これは明確に条例違反です。条例違反をまず既成事実として積み重ねることになります。もうこれは犯罪でいえば既遂ですよ。未遂じゃなくて既遂になっちゃう。だからそういうことからするとやはり、第9号議案にしても同じ問題ですけれども、条例違反の議案に議会がくみすることはできない。条例をチェックするのが議会でありますから、みすみすとその違反をする行為を、執行部の答弁を真に受けて乗ることはできないということでもあります。

あの中身の問題としていえば、やはり瑞穂市の議員報酬というものは、後で出てくる特別職、常勤の他の市町と比べた場合のその位置というものと考えても、はっきり申し上げて、だれが何と言おうと低過ぎます。25万5,500円。そして手取りで今18万9,000円ぐらいですか。その後、何を払うかということ国保のお金があります。それから住民税があります。それをやったら、活動費を一切それに使うわけですけど、使わないとしても、どれだけの状態になるかどうか。公契約のときにも言いましたけれども、安ければ安いほどいい、下げればそれでいいんだという問題じゃないんですよ。名古屋市議会ほどの1,600万なんていうことは申しません。せめて平均的な自治体の報酬をしっかり払って、それに見合う活動を、議員は住民の皆さんの先頭に立って頑張る。堂々と頑張る。そのことによっていろんな方がその後出てこられるように

保障するというのもやはり大事なことでないかというふうに考えております。

ですから、1点目とあわせまして、私は、この人事院勧告を実際は踏まえた提案でございますが、本来、議会の議員報酬というものはその自治体自分たちの頭で判断で決定をすべきものであって、国がとやかく口を出すような問題じゃない。それがやっぱり本来の姿ではないかというふうに思います。

以上、簡単でありますけれども、反対の討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

第8号議案、瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、西岡議員の討論について私の意見を述べます。

今回の市会議員の期末手当の削減の提案について、これは審議会にかけるべきかどうか、そのことについてでございます。

執行部の答弁は、期末手当については慣例上審議会にかけなくてもいいと考えているという答弁でございますが、過去の経過を見ましても、人事院勧告で期末手当を削減してきて、給料報酬をなぶらんとかが何回もありました。そのときも審議会にかけなくて、議会へ提案されて期末・勤勉手当を削減してきた経過が何回もございます。そういう点で、慣例的に審議会にかけなくてもいいという執行部の答弁は、私はそれで条例違反でもないと考えております。

さらに、この8号議案と関係ないんですけれども、9号議案に関連して、報酬について、報酬を上げる場合も下げる場合も審議会にかけるべきだという主張でございますが、私は、報酬審議会を条例で設置した趣旨については、先ほど言われましたように、昭和39年の事務次官通達に基づいて条例が設置された。それはどういう時代背景があったかということでございます。高度成長時代で、公務員の給料もどんどん上がっていく。さらに、それに伴って議員の給料も上がっていく。市長、議員は議会に対して議案提案権があります。自分の給料を自分で提案してお手盛りでどんどん上げていってしまう、そういう傾向にあるという時代背景の中から、それをチェックし、規制をする。そのために審議会にかけて、住民がしっかりチェックでき、さらに住民の合意の線に沿った報酬を決めていく、そういう流れの中で報酬審議会にかけるという条例ができたということでありまして、私は、下げる場合については審議会にかけなくて提案しても条例違反にならないと。条例の趣旨からいってもならないんじゃないかということを思います。

さらに今回、この提案されております議員の期末手当の0.35ヵ月分の削減については、議員

の報酬は現在25万5,000円。例えば職員の平均給料が現在、一般会計の説明書の中を見ますと39.9歳で28万3,241円という給料でございます。職員が週休5日、まともはずうっと働いて給与月額としてもらうのが平均28万3,241円。議員の25万5,000円と比較して、議員の活動状況から見てどうでしょうか。私はそういう点からでも、市民の合意を得るのに0.35%削減もやむを得ないという立場で当提案に対しては賛成の立場でございます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

実は私はこの議案については賛成をしようはずうっと考えていました。初めにそのことを話しますが、後から反対にいたしました、その両方の理由を申し上げます。結論としては反対でございます。

今度は賛成しようと思つた第一の理由は、やっぱり瑞穂市議会の議員というよりは議会が、私の思うような、6年間議員をやってきましたけど、議会って、議員じゃなくて議会と言いますね。全体です。これでいいのという思いがずうっとありましたし、もう6年たちましたが、大分私、議会改革というのは少しずつ進んでいると思うんですが、全体となったら、やっぱり、今議会改革って随分あちこちで進んでいますけど、鈍いと思うんですね。市の議会改革検討委員会も随分出しているんですけど、遅々として進まない。進んでいませんね。これでいいんだろうかという思いが非常にありますので、こんなような状態なら今の報酬で、これはボーナスですけど、いいんじゃないかというふうに私はこの前までこの議案に対しては結論を出してしまして、今回は賛成しよう。それから類似団体に比べて10万安いというのももちろんありますけれども、一番の理由は、瑞穂市議会の全体、議員じゃなくて議会のレベルを本当はもっと上げて、議会の本来の仕事をしなきゃいけないんじゃないかという思いがずうっとあったので、それには私は不足だと思っていますので賛成しようと思っていました。ところが、先週ぐらいから最終的に私はこう思うけどとって、私と話ができるというか、周りの人に10人ぐらい聞いてみましたら、それがいいと言った人が一人もいないんですね。感動しましたけど、その人たちの言葉で言うと、「下げるべきではない」「下げる必要はない」「政務調査費ぐらいつけるべきなのに、ついていない」というのを声をそろえたように私の周りの人は言ってくれました。私が聞いた人はです。

で、もう一つの理由は、理由が二つあります、私が最終的にこれは反対しようというふうに考えを変えたのは、もう一つの理由は、20日の土曜日ですかね。多治見に行ってきました。多治見市では「多治見市のまちづくりのルール、まちづくりのかたち」という市がやったシンポジウムに行ってきました。これは多治見市基本条例記念シンポジウムというものです。ここ

にあります、「まちづくりのルール、まちづくりのかたち」。多治見市では、今回、多治見市市政基本条例の中に九つの条例をつくって、その最終的な議会の基本条例、九つ目だそうです、これができるので、その記念としてシンポジウムを開いたということで、これも市民に誘われて私は行ってまいりました。

議長（小川勝範君） 反対の理由を述べてください。

3番（熊谷祐子君） はい。

それで、市民の代表と、七尾市ですが、議員の代表、会津若松市、それから行政の方はどなたかは申し上げませんが行政代表と、3人、あとコーディネーターの方が非常に熱い御意見を述べられましたが、この中の行政の代表の方が、議会を、行政の側から見てですよ、現職の行政のあるところの部長さんですが、とにかく議会を活発にしてくれと。議会を充実させてくれということを言われるんですね、行政の方なのに。で、議会がやるべきことは議員定数と議員報酬の削減なんかじゃないと。本当にびっくりしました、私は。それで、やるべきことを三つ言われましたが……。

議長（小川勝範君） 簡潔に、熊谷祐子君、お願いします。反対討論を簡潔にお願いします。

3番（熊谷祐子君） はい。

まずやることは、議会というのは、市民とよく話し合うことだというのが全体です。例えば請願があったときには請願の当事者の意見を聞くべきだとか、議案については事前に議案の説明会を開いて市民の意見を聞くべきだとか、それから議会報告ですね。報告会というのは議会が済んでからだと思うんですけど、この具体的には三つを言われましたが、そういう議会をひたすら充実させるべきだと、それが議会のやることだと言われました。

議長（小川勝範君） 再度、申し上げます。簡潔にお願いします。

3番（熊谷祐子君） もう一つ申し上げますけど、非常に不公平ですね、議会の運営の仕方も。私のこの分数というのはほかの方もしたと思いますよ。それから私語をずうっとしている人も、自分の会派だったら注意しませんね。私はこれも、言い忘れていましたから言いますけれど、非常に瑞穂市議会は公正な運営ではないと何度も議長にも申し上げましたし、全体の中でも申し上げましたけど、一向に改革されず、今も私だけ注意を受けていますね。

議長（小川勝範君） 今は議案8号の議案中でございます。

3番（熊谷祐子君） こういうレベルでは、私は賛成しようと思っていたんですけど、私は本当にわかる市民は、やっぱり本当に議会のやるべきことは報酬削減ではないと、そういうことを言ってくれる人は私の周りにいますので、少ないですけど。そういう方を私たちはやっぱりきちんと説明して、努力してふやすべきなのが議員ではないかということで、反対させていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。なるべく簡潔にお願いします。

5番（庄田昭人君） 議案第8号に対して、瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場から討論させていただきます。

今回の、また先ほどの西岡議員の質問の中にありました条例の中の第2条、市長は議会の議員報酬額並びに市長及び副市長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬などの額について審議会の意見を聞くものとする。「聞くものとする」ということに関して私なりに調べさせていただきました。その中では、「するものとする」ということに関しては、「義務づけの感じが弱く、ある原則なり法則なりを示す場合に用いる。解釈としては合理的な理由があればなくてもよいという意味が出てくる」というような言葉が「法制執務詳解」という本に出てくる。なので、今回の条例の第2条の「聞くものとする」ということは、聞かなくてはならない、先ほど言った法的に違反をしているんだと、執行部がそんなことをしていいのかということにはならないというふうに私は解釈をさせていただきました。

さらに、報酬審にかけなければならないといったものは、先ほどの説明の中の「議員の報酬の額並びに」といったところですので、今回は期末手当の支給率を改正するということですので、条例違反には全くなく、報酬であるので、期末手当の支給率の改正に関しては全く条例違反ではないというふうに私は解釈をしておりますので、賛成の立場から討論をさせていただきました。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。2点の理由で反対討論に入ります。

1点は、西岡議員がこの条例はそもそも条例違反であるということをお断言されております。しかし、私どもの総務委員会への説明によると、上げる場合は審議会委員に諮らなければならぬけれども、下げる場合は特別に必要なということを何回もその質問に対して執行部は答えております。それを是として私どもは審議に入った経緯でございます。西岡議員がそこまで法律の達人としてしっかり条例違反であると。条例違反を上程するということは条例みたいなものは必要なということを認めるということなんだということを言われておることが事実であるならば、しっかり執行部と対決して白黒はっきりつけてください。それが一つ。

もう一つは、それは是として審議をしました。審議の内容は、この8号、9号、10号に全部関係してまいります。私は、8号は0.35、9・10号は7%というような減額の条例提案だと思うんですが、その理由は、経済情勢が非常に悪い。民間企業においても、非常に給与もボー

ナスも随分下がってしまっており。だから公務員の給与体系はそもそも高いというような状況から下げないかと。人事院勧告からも出ておるので、それを遵守するということであるならば、あるならば、私は、名古屋市においても今紛糾しておりますが、一般市民に対しては1割減税だと。かつまた、議員は半減。それから議員の報酬においては、大体半額ですね。それで紛糾しておりますが、市民感情からいったら、河村市長の提案は大合唱だという世論の流れですね。そうであるならば、私は、こんなわずかな減額ではなくて3割、議員も3割、市長、特別職、教育長も全部3割カット、そういう市民にわかりやすくカットの提案をしていただければ僕は賛成でございますが、こんなちやちな金額を提案されても、私は賛成するということができません。だから、幅が全体に足らんということなんです。足らんから反対するということですよ。そういうことですから、趣旨をよく御理解いただいた上で、適当な御賛同をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、3時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時15分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより、議案第9号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 7番 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

議案第9号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この部分の報酬審議会、委員長は報酬審議会というものをどの程度の重さのものに考えておられるのか。

それともう一つ、この審議会、今回は審議会を開く時間がなかったため、22年度には審議会を開くところで書いてございますが、どういう意味で審議会をこのときには開かれるのか、22年度、この後、後づけで審議会を開くのか、どういった意味合いで開こうとしておられるのか、ちょっとそこら辺、御答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 7番 棚橋議員の質問に対して答えます。

報酬審議会を今回かけなかったわけですけれども、委員長としてのその内容について私も調べたんですけど、平成22年3月9日に名古屋市議会事務局調査課へ電話しました。山田さんですね。今言っている名古屋市の特別職給与に関する条例の場合どうするかということで、要するに報酬審議会にかけて聞くというのが通例のようでして、それでも僕は納得できななだもんで総務省へ明るる日電話しました。番号を教えてもらったもんで。それで、今言っている瑞穂市の報酬審議会の第2条の報酬審議会の解釈ですね。最終的には当該報酬審議会等の額について審議会の意見を聞くものとするという解釈ですね。この段階は、総務省はすべて、この段階へ来ると裁判所の段階になると。弁護士に相談してくれという解釈で電話を長々としゃべったんですけど、結論はありました。いろいろと解釈の仕方によっては、今言っている条例違反とかいろいろあるんですけども、すべて裁判所の段階になるということで、今言っている法的解釈については、手続上どうするかについては各自治体に任せるということでございます。

平成22年度のいつに報酬審議会を開くかという委員長報告をしましたが、それは具体的には決まっておりません。それは粛々と執行部の方が開かれまして、それなりの手続をとって議案があるかと思えます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

さすが本当に委員長かなと思いました。しっかり調べた上で言っていただけたということで、納得できました。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほどの8号議案と同様でありますけれども、まず1点目は、報酬審を開いていない。これは先ほど申し上げましたとおり、昭和39年5月28日の自治給第208号で明記されております「あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする」ということを踏まえて、別紙の報酬審議会条例準則というものが規定をされております。ですから、そこで「聞くものとする」と書いているから必ず聞かなければならないというものではないんだということは、いわゆるこの自治事務次官通知から外れる解釈になるわけですね。一般論としてこの「聞くものとする」ということだけを取り出して、これをどう解釈するかという議論をすると、そういうふうな解釈も成り立つこともあると思いますけれども、実はその前段に、この解釈はどの幅でも解釈するんですよというその幅をつくっておるんですね。聞かなければならないという。その幅でもって、いわゆる条例が「聞くものとする」と書いておれば、通常人の常識をもってすれば、やはり聞かなければならないんだということだと思えますね。それで、報酬審というのは、先ほど小寺議員もおっしゃっていましたように、やっぱり民意を反映する機関として、公共のときだけつくるわけじゃないですね。この間、名古屋は議員報酬を半分下げるということで報酬審にかけました。それに対して報酬審は、下げなくてもいいんだと。それはやはり横浜市等々の都市とも比較検討したときにそれで頑張ってもらいたいというような報告も出たという報道を聞いておりますから、上げる、下げる、両方含めて、好況、不況を通じて、報酬審というものは民意を反映させる機関として、それは恒常的に設置をされていかなきゃならないということだろうというふうに思います。

そういう意味で条例違反ということが一つと、もう一つは、これも本当にやっつけ仕事で、ほかのところをきのう段階で見ても、要するに市長の報酬が他と比べて特段に高いのか、副市長が特段に高いか、教育長が特段に高いかということ、きのうの例規集のそれぞれの中身です。今度の議会の中でどういうふうに打ち出しておるかは、ちょっとそこまでは把握をしておりませんが、ちなみに、うちは84万から78万1,200円、それから副市長も72万から66万9,600円、大体5万ずつぐらい減額をするということでもありますけれども、例えば加茂を見ますと市長は80万、副市長72万5,000円、恵那だと市長80万、副市長68万7,000円、本巣市が市長が83万、副市長が65万、山県が82万2,500円で副市長が67万8,000円、下呂が市長が85万、副市長が70万、郡上が市長85万で副市長68万、海津市が市長80万で副市長64万ということになっております。この現状を見ると、うちの市長が特段高い報酬をもらっているというようなことではない状態が見られるわけでありまして、副市長についてもそこそこの状態になっている

ということですね。ただ、議員が、その他のやつに比べて25万5,000円ということで、これはもう格段に低いと。ただ、本巢市あたりは、下呂もそうですけれども27万とか28万とか、そういう状態で、ですから相対的に言うと市長の方が高いとなりますが、市長、副市長を全体的に見ると、まあ大体、これで見ると65万ぐらいから72万ぐらいという状態になっているわけですね、副市長について言えば。ですから、そういう意味で、私は、こういう経済状況だから公務員の本体の一般職の職員の給与も下げる、特別職、非常勤も下げる、議員も下げるということは、これ自体がやっぱり一つのデフレスパイラルに手をかすことになるんじゃないか。やはり、雇用調整もする、賃金も上がらない、報酬も上がらないということになると、本当に景気の底が長期化をしていくと。資本主義ですから景気循環がありますから、一定の時期には在庫が底をついて、それぞれの産業別で生産が起き上がってくるということはあるかと思えますけれども、そのスパンが非常に長い状況にならざるを得ない。それをいわゆる公務員の側が引き下げの先導役をしてしまう。皆さん、逆の意味で、苦しいから一緒に分かち合わなきゃいけないという思いで言われておるんでありましようけれども、現実には、やはり公務員給与が下がる、議員も下がるということになると、下げるのが当たり前。それは一般職も民間も一緒という、そういう論理に世の中全体がならざるを得ないというふうに思うわけであります。したがって、私は、後の教育長の問題もありますけれども、あえてそのデフレスパイラルの波を加速させるような牽引車になることは、むしろ景気回復の逆であるということをお話しなければいけないと思うんですね。そういう意味で、この議案につきましては基本的に反対ということで討論にかえさせていただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 5番 庄田昭人、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第9号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場でございます。

先ほどの8号とは意味が違うのであります。先ほどの場合は議員の報酬、期末手当といったものと、この条例を、また先ほどのように同じだとか審議会にかけるということでは、先ほどとは違う、9号に関しては、やはり報酬審にかけなければならないという、一般論といった西岡議員の言葉はひょっとすると正論かもしれませんが、今回はそんなことではないと。それぞれの一般質問を市長が受けて、その市長の言葉の中に、一般質問の中から市長みずからというような一般質問を受けて、みずからこの報酬を下げていくんだ、また人事院勧告のもとに0.35も下げる、給料も月額7%下げるんだということでありまして。また、この7%について、やはりどうなのかということも総務委員会の方で議論をさせていただきました。それが妥当なのか

妥当でないのかといったところも、そのまま3割削減するんだ、そんなことを思うんだったら3割の方がいいんじゃないかということでしたが、余りにもその数字の出し方がということの説明を聞いたら、岐阜県のような説明もあり、7%で妥当であろうという結論に達しました。まだその部分に関して報酬審にかけなければならないといったところは、当分の間といったことの中の言葉もそこに含まれ、ここはみずから下げるんだといったこの議案に対して賛成すべきではないかなあ。この当分の間に関しても、本当は期限を切るべきではないのかという議論もされましたが、やっぱりそこについては報酬審にかけてという、少しかけなければならないのではないかなといったところも含まれるが、今回はこの議案に関してはみずからといった言葉であるというふうに解釈をさせていただきましたので、賛成の立場から発言をさせていただきました。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。なるべく簡単をお願いします。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

9号議案とほぼ内容が一緒でございます。

まず、この9号議案を出されること自体が条例違反か違反でないのか。審議をしたということは条例違反ではないと、執行部が再三にわたって要望したけれども違反ではないという答弁であったので審議に入ったと、それが前提ですね。西岡議員は条例違反であるということをはっきり言われておるので、条例違反であればこの審議に入ってはいけません。この議案を出すこと自体が執行部が問題なんです。だからこんな大事なことでございますから、次の最低でも6月議会までにはけじめをつけてください。西岡議員、執行部、しっかりけじめをつけてください。けじめをつけない場合は6月議会に入れませんよ。しっかり物を言いますから。議長がどんな執権を振るって私は、この問題が基本ですから。条例をお互いに遵守していくのが行政であり議会なんです。条例に違反しておいて、のらりくらりやってしまうと、そんなだらだらな話なら、僕は絶対次は、与党か野党かわからんと言われるかもわからんけれども、絶対に物すごく言いますから。だから入れませんよ。議長が執行しようと思ったってやれへん。私はそれをはっきり言っておきます。

それは別として、この9号議案については、過去に人事院から給与の引き下げの勧告があったと思うんですよ、0.35%。ところが賛成多数で否決されたというようなことの経緯があって、今度はいろいろ別々に区切って出してこられたと。そういう過程の中で9号議案は、10号もそうですが、7%カットということなんですね。私は、8号で申しましたように、そういうことであるならば、僕は、7%なんか足らんですよ。愛知県を見てください、名古屋市。半額。議員定数は半分、それで河村市長は半分ですよ。頭が焼きつくぐらいテレビでやっているじゃあ

りませんか。だったら7%じゃなくて3割カットが最低でも正しいんですよ。3割も出せないのならば、市民受けするような7%なんて出したらあかんですよ。7%を出すこと自体が僕はナンセンスだと思う。出すんだったら最低3割。そういう意味において、この議案は反対をさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市教育長の給与その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

教育長の給与については、特段、報酬審で云々ということの定めはございませんので、その諸状況を勘案しながら決定をされるものと思いますが、これもちょっと調べてみたんですが、加茂が65万1,000円、恵那58万8,000円、本巣市58万円、山県59万3,500円、関66万3,000円、羽島64万円、飛騨36万円、下呂61万円、郡上58万円、海津58万円ということで、全体的に見るとちょっと平均的に高いところに、今名前を上げた自治体と比較してという話でありますけれども、ちょっと高いところだと思うんですね。ただ、全体的に見れば、加茂が65万1,000

円、関66万3,000円、羽島64万円、下呂61万円というぐらいのところに位置をしておるわけ
あります。ですから、それを、とにかく何でも議員と特別職、あるいは非常勤の手当の日額も
下げてしまえばいいんだということではなくて、やはり全体的に言えば、平均よりちょっと高
いぐらいのところであるならば、それはそれで頑張っていたら、それだけの仕事をしてい
ただく。教育行政全体を預かるということ自体が本当に大変なことでしょう。その仕事を十分
にやっていただければ問題はないんじゃないかと。民間の状況が厳しいから、だからそれに合
わせるというのは間違いなんです。むしろ民間の労働者の賃金を上げるためにどうしていくか。
先ほども言いましたけれども、この公契約においては、少なくとも最低限の下請の労働者の賃
金についてもきちっと行政がチェックして、労働基準法違反はないか、就業規則等々の義務違
反はないかということをチェックして、それを守らせると。そういう思想がなければ、具体的
にそういう末端の労働者の権利を守る、生活を守るということはなかなか難しいんじゃないか
というふうに思うわけであります。ですから、先ほど申し上げたように、官の方の賃下げ、給
与が下がっていくということも社会全体で見れば本当にデフレスパイラルで、需要を喚起する
んではなくて、だんだんだんだん、あそこも下げたからこっちも下げる、じゃあうちも下げる
という、こういう状況でどんどん経済の力が弱くなっていってしまう。購買力もどんどん低下
をしていってしまいます。国内総生産の6割が個人の消費と、そういう状況を考えたときに、
やはり不況だから、先ほど言いましたように官の方が下げるのは当たり前というようなのは、
確かに生活が苦しいと、「何だ、官は」、あるいは特殊法人に天下りをする、退職金を2回も
3回も1,200万円ももらおうとすれば頭にきますよ、そりゃあ。ただ、そここのところを逆にきち
っととらえて是正するようにすることが正しい措置なんですけれども、そここのところを逆に一
生懸命、公務員はいいぞ、公務員は物すごくいいんやぞということで、官と民をむしろ分断し
て対立をさせて働く労働者全体の労働条件を下げていくという、そういう大企業の魂胆という
ものは許しがたい。これはまた後で大企業のもうけについては一般会計のところでも申し上げま
すけれども、そういうふうなことを含めまして、私はあえてそれを今下げなくてもいいという
立場ですので、本議案については反対ということで討論を行わせていただいたところでありま
す。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3 時43分

再開 午後 3 時53分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本案に対して小寺徹君ほか2名から、お手元に配付しました修正動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 12番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第11号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、修正案を提案いたします。

修正案の内容は、今回の条文の中で、労働基準法改正に伴って、職員が月60時間以上の時間外勤務を行った場合、その時間外労働の賃金が、通常100分の25であるのが、今回提案されておる内容では100分の50に増額されると、そういう内容であります。さらに代休もとれるという制度が導入をされております。このことは職員にとって非常に利益になることであり、今回の修正案では、それに関する条項を残して、あと人事院勧告に基づいて職員の給与を引き下げる条例条項、さらには期末・勤勉手当を0.5ヵ月引き下げる条項、さらには住宅手当の引き下げの条項についてはすべて削減をする、そういう内容でございます。その提案の理由は、現在の瑞穂市の職員の賃金水準は、予算の説明書の中を見ますと、平均給与月額28万3,241円であります。平均年齢は39.9歳、約40歳ということでございます。その年代は非常に教育費もかかり、生活が大変な状況であります。決して高い給料とは言えません。そういう点で、今、職員の給与を引き下げるといふことには反対でございます。

また、この人事院勧告どおり給与、期末・勤勉手当を引き下げないと、政府の方は交付税を

約4,000万円削減するというペナルティーを課すということを答弁の中で言われております。私は、今の政府の方針は、地方分権、地方主権ということで、そういう方向でやっております。今回のこの給料の引き下げ、期末手当の引き下げをしなかった場合、地方自治体にこのようなペナルティーを課すということは、政府の地方分権、地方主権という方針に反するのではないかと思います。そういうときには政府に向かってしっかりと抗議をすべきではないかという立場でございます。

以上の立場から、今回、修正案を提案させていただきました。御審議をよろしく願います。

議長（小川勝範君） これで提出者の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する小寺徹君ほか2名から修正案が提出されていますので、討論としては、まず原案に賛成で修正案に反対、次に原案及び修正案に反対、次に修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

まず、本案に対する小寺徹君ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について、委員長の報告は、原案及び別紙附帯決議を可決とするものです。したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

議案第18号の委員長報告につきまして、一、二点、御質問をさせていただきます。

まず第1点目は、プレミアム商品券についての報告がございましたが、そのお話を承っておりますと、なぜか何回も並んで大量に購入したという不適切な事案があったと。これは一般質問でも一部そのような質問がありましたことを記憶しておるところでございますが、これについては、いわゆる一般市民がそういうことを行ったのか、商工会の会員が行ったのか、はたまた、いわゆる商品を購入して商工会へ商品券を請求したのか、商品も何も買わずにプレミアムを目的として買ったものを直接請求したという事案なのか、その辺の協議、質疑は行われたのかどうかお尋ねをしたい。

それから第2点目、ふれあいフェスタにつきましてもいろいろと質疑をされておるようでございますが、無理や無駄があったというような御報告もございまして、この中身について、2日ではなく1日にしたらどうかというようなそういう質疑、あるいは質問、答弁というようなものがあつたのかなかったのか、その辺のところを委員長に確認させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五郎君。

総務常任委員長（若園五郎君） 8番 広瀬武雄議員の質問にお答えします。

プレミアム商品券についてですけれども、執行部の方で報告があつたのは、実際に物を買うんじゃないで、そのまま、プレミアム商品券を買ってすぐまた換金したという事例が同一者に発見できたということでございます。そういうことに踏まえまして、不適切な事案があつたもので途中で発行中止したという経緯説明がございました。

その対象者につきましては、会員か一般の方かについては具体的な説明はございませんでし

た。

瑞穂ふれあいフェスタの件でございますけれども、去年の事例の説明がございましたんですが、ことしも2日間やるんですけれども、要するに早目に自治会に募り、テントをあげないよう有効活用していきたいという説明があり、具体的な内容についてはまだ説明はなかったわけでございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算について、委員長の報告は原案及び別紙附帯決議を可決とするものです。したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

議案第27号の委員長報告の中身につきまして2点ほど再度御質問させていただきます。

公用車が3台で954万と。うち市長車が702万で予算化されているという答弁があったとの報告でございましたが、それ以上詳しいことは委員長報告の中でございませんでしたが、この702万の車がどのような車種であるのかというようなことは議論されなかったのかどうか。

それから第2点目でございますが、公園の問題で、本田と中宮の公園用地購入予算が計上されているという報告がございました。その中で、特に本田西之島の公園につきましては地元の要望があったとの報告でございますが、総務委員会の中でじゃあその要望書を御確認されたかどうか。それから、中宮の公園につきましては、市の未利用地の部分に公園とっておたけれども、地元の要望で中宮公民館を建設したその近くに公園を云々と、こういう御報告がございましたが、じゃあその市の未利用地は売却してその中宮公民館の隣接地の土地を買うのかどうか、その辺の質疑応答は総務委員会であったのかどうか、その辺を確認させていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 8番 広瀬武雄議員の質問にお答えします。

公用車購入につきまして、702万円が委員長報告にありましたんですが、具体的に購入する車種については報告は受けておりません。

本田、中宮の公園について予算化されていますけれども、経緯についての内容ですけれども、委員会では地元要望書を書類としては見ていません。口頭では説明がございました。

そして中宮の公民館の北側を公園化するという話ですけれども、現在の中宮の公民館の北側の今回公園にするという公園について、未利用地のある部分、中宮よりちょっと北の方ですけれども、その未利用地については売り、あちらを売って今回こちらを買うというような説明もございました。総務委員会の11日も実際に現場も見、経過もすべて確認しております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。1点だけちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

国保への繰出金の問題でございます。報告の中では、国保への繰出金は保険基盤安定や職員給与費等や出産育児一時金等の国・県の財政措置を含めた市負担分、法定の繰り出し。それからまた、地方単独事業である福祉医療事業の波及増分を繰り出ししている。法定外だと思えます。それかすけれども。それで、それ以前の、例えば合併をしてから今日までの瑞穂市の法定外の繰り出しの推移、あるいは他市町の法定外繰り出しの状況、こういったものが委員会の中でもし議論されておれば、御報告をいただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 若園五朗君。

総務常任委員長（若園五朗君） 議席番号4番 西岡議員の質問にお答えします。

国保会計の方に法定外の年度別の繰り出しの金額についての審議はしておりません。資料も請求もしていません。

もう一つ、他市町の法定外の繰出金の状況についても、総務常任委員会では資料等の請求もしていないし、執行部の報告もございませんでした。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第27号平成22年度瑞穂市一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本年度の瑞穂市一般会計予算の内容としまして、市税の落ち込みの中で、補助金の活用から予算を膨らませた案だと思えます。予算構成を見ますと、社会構造の変化から福祉に係る割合がふえてまいっています。生活保護、医療費などの負担増の中で最善を尽くされたと思えますが、しかし、職員手当、報酬の減額など予算案に盛り込まれています。また、派遣切りに始まり、今では正社員まで整理をしている企業もござえます。その意味で、福祉の意味が

もっと大きくこれから重要性になってくると私は思っています。憲法25条及び生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めないや、あるいは妨害するようなことのないように、また保護の必要な人には早急に支給するようにするのは言うまでもありません。職員にありましては、生活保護業務だけではなく、今、他業務も兼務している現状であります。専門職の拡大が望ましいと私は思っています。職員の手当、報酬の減額が予算に計上してあるとともに、また敬老祝い金の減額の案も入っています。そのために反対をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第33 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（小川勝範君） 日程第33、総務常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題にします。

総務常任委員会から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時26分

再開 午後 4 時37分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第34 発議第 1 号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第34、発議第 1 号介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

1 3 番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。ただいま小川議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

広瀬時男議員、山田隆義議員に御賛成いただきまして、介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がっ

てきている。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われている。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのために、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考える。国においては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について早急な取り組みを行うよう強く要望する。

記1．2025年までに"介護施設の待機者解消"を目指す。そのために、介護3施設を倍増させ、特定施設、グループホームを3倍増する。

介護3施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設。

特定施設：有料老人ホーム、ケアハウスなど。

2．在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。

3．煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化、要介護認定審査を簡略化し、すぐに使える制度に転換する。

4．介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。

5．介護保険料の上限が高くなり過ぎないように抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担で賄う。

1号保険料は現在4,160円（月額）。このままいけば2025年に6,300円を超えると見られている。

以上です。

なお、提出先は、鳩山内閣総理大臣、長妻厚生労働大臣でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第35 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第35、発議第2号国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書を提出させていただきます。

提出者、若園五朗。賛成者、藤橋議員、広瀬時男議員、星川睦枝議員、広瀬武雄議員、棚橋敏明議員、森治久議員、庄田昭人議員より意見書を提出します。

ただいまから朗読します。

国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書。

地方分権の進展に対応し、地方公共団体が住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供していくためには、地方公務員が能力を最大限発揮し、地域の諸課題に取り組んでいくことができるようにすることが必要である。

このため、地方公務員制度においても、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じた改革を進める必要がある。

しかしながら、能力本位の人事評価制度の確立、新たな人事評価制度の構築、退職管理の適正な確保、不正な再就職あっせんに対する罰則の整備などを盛り込んだ地方公務員法改正案は、平成19年の通常国会に提出され、継続審査となっていたが、衆議院の解散に伴い廃案となった。

現状、国家公務員制度改革の法案は成立しているが、地方公務員制度改革の法案は未成立の状態である。

政府は公務員制度改革を政治主導で取り組む姿勢を明確にしているが、政治・行政の信頼回復のためには、地方公務員についても国家公務員と同様の改革を進めなければならない。また、ヤミ専従や不法な政治活動に取り組む地方公務員に対しても毅然たる態度で臨むことが必要である。

能力本位で適材適所の任用や、能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇を実現し、真の地方分権に対応した質の高い政策形成能力を有する人材育成に取り組むためにも、国会及び政府においては、地方公務員法の改正に取り組むことを強く求める。

なお、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官あてでございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

御審議の上、賛同願います。以上です。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

十分読み込んでいませんので、ちょっと御質問を申し上げたいと思います。

まず、国家公務員制度改革に準じた改革ということのその内容を具体的にちょっと報告をしていただきたいと思います。

能力本位の人事評価制度の確立、これを具体的に言うとどういう評価制度になってくるのか。ヤミ専従はわかるとして、不法な政治活動に取り組む地方公務員という、この不法な政治活動というのは具体的にどういうことを指しているのか。能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇というものは具体的にどういうものなのか。その内容についてあまりよくわかりませんので教えていただければと思います。

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 4番 西岡議員の質問にお答えします。

今回の国家公務員の行政改革の中で、地方公務員制度の改革ということですが、国に準じた準用ということで、公務員制度改革につきましては、平成13年12月に公務員改革大綱が閣議決定され、その中で国の方は新たな公務員制度の概要ということで、全部で四つあります。

一つは新しい人事制度の構築、その中に能力等級制度の導入ということがございます。その中には、あくまでも職員の能力において等級に格づけするという能力等級制度を新たに導入すると。その中には任用とか給与、評価の基準を活用することにより、従来の年功序列で上がるんじゃないと。トータルシステムとしての人事システムを構築するということがございます。そして能力等級を基礎とした新任用制度の確立ということで、今まではテストをやって市役所に入りますけれども、能力等の等級制度を活用することですので、能力本位で適材適所の人事配置を図っていくということでございます。そして、免職とか降格についても一つの新たな明確な基準手続をとり、厳正な対応をするということでございます。前も総務部長が言っていますように、能力評価と業績評価から成る新しい新評価制度の導入ということで、現行の勤務評価制度に加え、能力評価と業績評価、そこで公正な納得の高い評価制度を導入し、給与とか職責に抜擢するということがございます。また、職員の能力開発と自主性への配慮ということで、留学派遣の機会等の充実、あるいは大学院等に職員を進学させて、意欲ある職員が自主的に自己啓発になるようなそういう仕組みにすると。何年間、とにかく公務員というんじゃないと、自発的にもっと勉強したいという人があれば、職員を大学院に行かせたり留学生をさせたりということをやっていくということでございます。多様な人材の確保ということで、民間からの人材確保、行政課題とか仕事本位の人事管理の推進、そしてオープンで質の高い行政の実現を図っていくということで、官と民の人的交流を積極的に推進していくということでございます。

不法な政治活動ということですが、あくまでも公務員は全体の奉仕者でございますので、特定の政治に関与し、国家公務員法、あるいは地方公務員法の法律に抵触しない形で、しっかり、一人の政治の権利、あるいは選挙の権利があるけれども、あくまでも公平・中立な公務員の立場を遂行することが原則だということで、不法な政治活動はしてはならないということでございます。

また、先ほどに戻りますが、適正な再就職ルール確立ということで、営利企業への再就職に係る承認制度及び行為規制、今言っている行政の公正な運営等に責任を有する人事管理者による再就職承認制度の導入。あっせんするとか。あるいは特殊法人等への再就職に係るルール。非常に国民にはすごく厳しい公務員についての批判を真摯に受けとめ、しっかり、再就職するときには必ず公務員という位置づけを切り捨てて、民間へ入ってそれなりの再就職の手続をと

ると。天下りはなくすということでございます。今言っている、補助金を出している団体とかそういうところの一つのけじめをつけて、退職したならきちっと襟を正して再就職に、退職したらその手続で就職するというところでございます。

西岡議員の言われた今回の公務員制度の改革について、国の一つの基準の中で、それを法律上、地方公務員については通っていないもので、今言っているその法律を通すためにこのような国に準じたことを細かくやっていくということでございます。

内容については以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、答弁をいただきましたけれども、内容はまだ具体的によくわからないような状態ですね。といいますのは、具体的な問題でいえば、不法な政治活動に取り組む地方公務員を毅然たる態度で対応していかなきやいけないという場合でも、実際問題、今問題になっているのは、例えば社会保険庁の職員が勤務外のとくに要するに政党の新聞の配布を、アパートに入れたとなったら、それが逮捕されて、実際今裁判闘争をやられておるとい状況なんですね。ですから、この不法な政治活動ということの中身、その認識というのは、非常に言論の自由、思想・良心の自由に照らして重大な問題を持つわけでありまして、その中身があまりわからない状況では、後で討論はありますけれども、あえて反対ということではないんですけれども、ちょっと中身が、もう少し具体的に掘り下げられた方がいいんじゃないかなあと、そういう気がいたします。

ですから、同じ質問になりますから、もうあえて質問はしませんけれども、そういうところら辺が問題点ではないかというふうに思っております。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

反対と言うとちょっと大げさになるんですけども、そういう極端な立場ではなく、今申し上げましたように、職員の能力級、あるいは職責、業績を含めた給与体系というものにつきましても、本当はサンプルがあればそういうことで示していただくとわかりやすかったと思うん

ですけれども、この状態のままでは率直に言ってあまりよくわからない。職員の政策形成能力を有する人材育成、これは非常に大事なことだろうと思います。そもそも採用時から始まるわけでありまして、優秀な人材を確保する。そして、その後は職員の専門的な教育を持続的に体系的に行い、よって優れた人材を育成するということは非常に大事なことであるわけでありませう。ですから、もともと能力の高い人たちをとっていますから、それを能力別に給与体系でやるということのイメージがちょっとなかなか具体的にわかりづらい、そういう面がございます。ですから、棄権でもすればいいんですけども、とりあえずこの場におりますので反対ということで討論をさせていただいた次第であります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第36 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第36、発議第3号新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後政策を推進するうえでの財政展望の明示を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席ナンバー8番 広瀬武雄でございます。

ただいまは小川議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書の提出をさせていただきます。

藤橋礼治議員、広瀬時男議員、星川睦枝議員、若園五朗議員、棚橋敏明議員、森治久議員、庄田昭人議員の計7名の賛成者をいただきまして、新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後政策を推進するうえでの財政展望の明示を求める意見書につきまして提出させていただきます。

なお、趣旨説明につきましては、ただいまから朗読をもってかえさせていただきますことをよろしくお願い申し上げます。

2010年度の一般会計当初予算案は、約92兆円と過去最大となり、税収（約37兆円）が国債発行額（約44兆円）を下回るという戦後初の逆転現象が生じた。また、今後も社会保障費が高齢化による自然増だけで毎年1兆円以上のペースでふえる現状や現政権が主張する子ども手当の支給・高校授業料の無償化・農業の戸別所得補償や高速道路の無料化等の政策を勘案すると、今後さらなる財源確保が必要となる。しかし、無駄削減・予算の組み替えや税外収入に頼るのも限界があり、10年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は約862兆円になる見通しで、大変危機的な状況にある。

また政府は、昨年12月30日に新成長戦略を策定し、成長率や失業率の目標を初め、「第三の道」を進むと宣言された。近年の景気低迷・円高、そしてデフレ長期化の懸念を払拭するためにも、具体的な成長戦略によって国民の将来への「安心」を構築しなければならない。

よって、国においては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求める。

1．新成長戦略の目標を達成するための工程表を早期に策定すること。その際、具体的な政策と財政展望を明確に示すこと。

2．今後政策を実現する上での財源確保の展望を示すこと。その際、高齢化が進む中で将来世代にツケを回すことのないよう消費税も含めた税制改革を議論し、財政健全化の道筋をつけること。

3．政府がリーダーシップを発揮し、マクロ的視点で戦略を示し、国民が雇用・社会保障などの将来に対し「安心」を抱くことができるよう努めること。

以上、趣旨説明のもと、地方自治法第99条の規定並びに瑞穂市議会の会議規則第13条の規定によりまして提出させていただきます。

なお提出先は、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 江田五月様、内閣総理大臣 鳩山由紀夫様、副総理・財務大臣 菅直人様、国家戦略担当大臣 仙谷由人様、経済産業大臣 直嶋正行様、総務大臣 原口一博様、内閣官房長官 平野博文様でございます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 12番 小寺徹でございます。質問をさせていただきます。

この特記事項の2番ですけれども、今後の政策を実現する上で財源確保の展望を示すこと。その際、高齢化が進む中、将来世代にツケを回すことのないよう消費税を含めた税制改革を論議し、財政健全化の道筋をつけることとなっております。この消費税を含めた税制改革という中身は、消費税を引き上げて財源確保をせよということの含みがあるように思うんですが、その辺はどう考えてみえるか、どう受け取っているのかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいまの小寺議員の質問にお答えいたします。

消費税も含めた税制改革を議論し、財政健全化の道筋をつけることというのは消費税を上げることかという御質問でございましたですね。これは即刻上げるとか、例えば来年上げるとかいう意味ではなく、御存じのとおり現在の鳩山政権は、いわゆる4年間は上げないと、こう申しておることは御存じのとおりだと思います。4年間というか、今やもう4年間切りましたが、そういう中で、消費税も全くなしに、いわゆる将来にツケを回すことのないようにというのは、鳩山政権そのものもいわゆる消費税ありきという問題は心のうちには秘めているわけですね。だけれども、その時期については、約4年間といいますか、今からいうと3年半先にしか上げませんよと言っているんですけれども、その部分をもう少し前倒して対応するとか、そういうような意味合いにおける消費税も含めた税制改革を議論しという解釈でございまして、何の手当てもせずいろいろな政策を、御存じのようにマニフェストを実行するために、いわゆるあれもやる、これもやるということではだめだよという意味合いでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番 松野藤四郎でございます。

新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後政策を推進するうえでの財政展望の明示を求める意見書についてお尋ねします。

昨年の8月に衆議院の選挙がございました。そこで政権が変わり、当時マニフェストで掲げてまいりました項目がこの中に入っております。それは子ども手当の支給、高校授業料の無料化、農業の戸別補償と、こういうものがございます。これについては総選挙で皆さんから御判断をいただいているというふうに解釈をしております。したがって、ここの文書の中でありま

す各政策をやっていった場合に、それぞれお金がどのくらいかかるのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君、わかる範囲で答弁してください。

8番（広瀬武雄君） ただいまの松野藤四郎議員の質問につきまして、若干わかりかねる部分がありますので再度お尋ねいたしますが、いわゆる現政権下におけるいろんなマニフェストを達成するのにどのくらいのお金がかかるかという意味合いでございましたですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 要は、こういった施策をした場合に、さらなる財源確保が必要と断言していますので、お金は幾らかかりますかということです。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） お答えしますが、さらなるお金がかかるという今御発言でございましたが、当初より、現政権はマニフェストの中でどれだけ財源がかかるか不明確の中でマニフェストを皆さん方にアピールしたと、こういう点は御存じのとおりでございますが、例えば子ども手当につきましても、いわゆる事業仕分けをもってその財源を確保するというようなことではございましたが、それが結果的にはできかねたというような観点もございまして、正直言って、現政権下においても、新しい昨年の8月の選挙の節にマニフェストを作成した時点で幾ら政策的に予算が要るかということは確定していなかったはずでございます。その段階の中において、こういうものを展望して、早くつくりなさいということを今回の意見書は申し上げているわけですし、具体的な数字を申し上げることは我々の立場から申しますと不可能だと、こういうことではございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 何か不可能という話が出ましたんですが、衆議院の選挙があった時点で、それぞれ、例えば子ども手当だと幾らかかりますよということのお話をしておるわけですね。そういったものが数項目いろいろ施策があるわけですけど、要はこういった政策をするに当たって今後さらに財源確保が必要と意見書は言っておるわけですね。だから幾らかかりますかと言っておるんですよ、私は。幾らかかりますかと言っておるんですけど、わからんということはちょっと。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） お答えします。

幾らかかりますかという質問については、正直言いまして準備いたしておりません。それよりも、大変恐縮な話ですが、松野議員は現政権下における民主党の議員でございますので、む

しる松野議員の方がよく御存じのはずでございます。したがって、今回の意見書につきましては、幾らかかるとかどうのこうのという、そういう具体的な数字の問題ではなく、今後、早くその工程表をつくっていただきたいと、いわゆる新成長戦略を鳩山政権は打ち上げたわけですから、それに対して早く工程表をつくって、財政展望の明示をいただきたいと、こういう内容でございますので、何々に、子ども手当に幾らかかり、あるいは農業者の戸別補償に幾らかかりというようなものにつきましては、鳩山政権下における選挙のときのマニフェスト、あれを読んでいただければ出ているはずでございますが、正直申しまして今それが手元にはございません。ですから、我々より以上に詳しく松野議員の方が御存じだと思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

そもそもこの意見書のもとになっている新成長戦略の概略を、特徴をお教えいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいま熊谷議員がお尋ねの新成長戦略のそもそもの内容ということによろしゅうございませぬ。

実は、インターネットを活用しました限りにおきましては、なかなか説明するのは長いんですが、今、我々の目前には大きな課題が迫っていると。例えば金融市場の暴走の結果としてのリーマンショック、これらが我が国の産業界、そして一人ひとりの生活に大きな傷跡を残したと。税収が国債発行額を下回り、財政上は65年前の終戦当時の状況にまで悪化している。そして急激な速度で少子・高齢化が進んでいると。そういう中であって、今、最も必要なのは、日本の将来ビジョンを明確に国民に示した上で、国民的合意を形成し、その目標に向かって政策を推し進めることのできる政治的なリーダーシップである。100年に一度と言われる経済危機の中で、国民は旧来のしがらみを脱ぎ捨て、みずからの投票行動で民主党・鳩山政権を選んだのであります。新政権の誕生は、国民のための経済の実現に向けてかじを切る、100年に一度のチャンスであると。

こういうようなことから、「二つの呪縛」、それから「第三の道」というような言葉を使いまして、相当幅広くこの新成長戦略の基本方針を述べておりますので、何でございましたら後からお回しいたしますのでお読みいただければと思いますと同時に、昨日の日本経済新聞の13面におきまして、ピエール・C・バトアンというOECDの事務次官兼チーフエコノミストが、いわゆるこの鳩山政権の新成長戦略への内容につきまして「構造改革との連動不可欠」という

タイトルで新聞に掲載しておりますので、これをもって熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 背景は私でもわかるというか、そういう事情に対して戦略というのは具体的にあると思うんですけど、戦略の柱みたいな具体的なものというのはいかがなんでしょうか。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） これがびたりとくるかどうかはわかりませんが、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」という題目のものがございまして、これをちょっと読ませていただきますと、「新需要創造・リーダーシップ宣言」「100年に一度のチャンス」ということで、新たな成長戦略として「明確なビジョン」「政治の強力なリーダーシップ」「第3の道「需要」からの成長」、それから「政治的なリーダーシップ」で「成長戦略を実効を上げるための2つの処方箋」としまして、一つ目は「目標・施策の深掘り、新たな施策の追加」、それから二つ目は「成長戦略実行計画」策定とその実行確保」、それから「需要」からの成長～豊かな国民生活を目指して～」と題しまして、GDP成長率、名目3%、実質2%を上回る成長を2020年までに平均的に目標とすると。それから名目GDP、2009年度473兆円（見込み）を2020年までに650兆円程度に引き上げる。それから失業率3%台への中期的な低下を目標とすると。さらに、「日本の強みを活かした成長」とか「フロンティアの開拓による成長」とか「成長を支えるプラットフォーム」として「環境・エネルギー」「健康（医療・介護）」「観光・地域活性化」「科学・技術」「雇用・人材」等々、多岐にわたりますのでこの新成長戦略の基本方針は掲載されておるところでございまして、その内容につきましてここで一々読み上げておりますと大変な時間になりますので、省略させていただきます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 大体具体的なこともお答えいただきまして、ありがとうございます。

要するに、自民党がやってきた右肩上がりの数字が、幾らか抑えたものではあるけれど示されているということが今のお答えからわかりました。それで、これの工程表、それから今後政策を推進する上での財政展望の明示を求めるというんで、基本的にはこの民主党の新成長戦略の右肩上がりの戦略

目的は右肩上がりだと。幾らかは今までに比べて抑えたとしても
に対して具体的なものを示しなさいという意見書ですので、日本はというか世界は、もう、特に先進国は、このGDPを追うだけの、依然としてこれからも右肩上がりの経済成長は、環境やいろいろなことから無理ではないかということが、もう日本の中では示されていますよ

ね。例えばGDPじゃなくて、ちょっと横文字を忘れましたが、幸福度をはかる物差しをつくらとか、そういう時代になっていると思うんですが、そこでお聞きしたいことは、これは自民系から出されている意見書だと思いますが、そういう、これからも今までの日本の一番もとになった右肩上がりの経済成長は認めた上で、この具体的なものを明示してほしいという意見書なのかどうか、この点だけちょっと教えてください。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） お答えいたします。

自民党の総裁ではございませんので適切な回答になるかどうかわかりませんが、今、熊谷議員がおっしゃいました右肩上がりという感覚は、自民党といえども持っていないと断言いたします。ゆえに、早期に工程表をつくっていただきたいと、こういうことでございます。とても右肩上がりになるような経済情勢ではございません。

ということで回答とさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 12番、日本共産党の小寺徹でございます。この意見書に反対の意見を述べます。

といいますのは、先ほど質問いたしました消費税を含めた税制改革を議論し、財政健全化に筋道をつけるということについて、答弁では即消費税を上げるというものじゃなくて、将来的な課題ではどうしても消費税の問題が課題になってくると。そこら辺を見通した税制改革をという答弁でございました。今までの政府の財源確保の議論は、絶えず消費税を引き上げるということの方向へ行ってきた可能性がございますし、この意見書の方向でいきますとそうになってしまうと私は思います。そういう点で、私はこの財源確保をどうするかということに対して意見を述べたいと思います。

現在、大企業は膨大な内部留保を持っております。それは、人材派遣法によって派遣労働者を雇い、安く労働者を使って、景気が悪くなると使い捨てをするというようなことをやってきながら人件費を削減してもうけたということ。さらには、今までの経過の中では法人事業税がだんだん値下げをされてきた、そういう経過もございます。そういう点で、私は大企業がもっ

と社会的に貢献をする、応分の負担をする、そのためには内部留保を出す必要があるということで、法人事業税のことも含めた税制改革ということをごここに明記する必要があると思います。

さらにもう一つは、日本の今の財政の中で軍事費が非常に多いということで、軍事費を削減するということが財源確保の大きな柱じゃないかと思えます。

今までの政府の論議の中ではこの二つの聖域にメスを入れていないということがございますので、今後、財源確保をする場合はその二つの聖域にメスを入れて応分の負担、さらには無駄をなくすということをぜひやっていく必要があるということの立場から反対をしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

この新成長戦略に関する早期の工程表の作成の意見書でございますが、今、反対のような傾向の方ばかりが意見を出されておりますが、この方は、財源を担保に何も考えていないわけですよ。担保。財源担保なしに福祉、サービスを充実させよと、これが基本なんですね。財源担保なくして歳出ばかりやっておったら、赤字国債ばかり発行しなきゃならんのですよ、はっきり言ったら。そんなことをやればやるほど後世にツケを回すということなんですよ。必ずしも、私は、財源がなければすぐ消費税上げよとは言っておりません。しかし、応分のサービスを受けようと思えば応分の負担がついて回ることなんですよ。だからそのために日本は、今、国債においても国の財源においても、税収が足らんと。税収が足らんけれども、国民の要望にこたえるためには歳出が増大になると。そこへ、不景気であるために、例年になく税収が減少しておると。だから穴埋めは国債発行でしょう。国債をどんどんどんどん発行すれば、後世にツケが回るんですよ。そのためには税収アップをしながら国民の声にこたえるということなんで、税収アップにするためには、今までのような経済戦略ではだめなんだと。そのために、いわゆる環境問題、特にCO₂の問題からエコカーの問題、太陽光の問題、原子力発電の問題ですね。新しい企業発掘をして経済活性化を図るとというのが、現在、中央において行われておるわけでしょう。ようやく、ちょっとデフレーションから横ばいになりつつあるんだと。まだ右肩上がりどころか、右肩下がりになりつつあるんですよ。土地の公示価格を見てくださいよ。まだ下がっている。特に商業圏においてはまだ下がっているんですよ。こんなデフレ状態では、到底日本の国力はもたないんですよ。歳出カットはしないわ、どんどんサービスをやれと言うわ、価値観は下がるわ、赤字ばかり続きますよ、それは。いいことを言っておってもいかなの、きれいごとを言っておっても。日本は財源がないわけですから、大なり小なりインフレーションに持っていかないかなあかんのですよ。右肩上がりに持っていけば物価が上がる。物価が上がれば生

活がえらなる。そんなきれいごとを言っておって、どうして日本国はもちますか。財源がないんですから、大なり小なり右肩上がりの政策をとりつつ、新しい経済戦略を練りながら、環境問題を中核にして、練りながら経済の活性化を図らないかん。だから、消費税も含みがされておるんですよ。消費税はいつかは上がりますよ。上がるな上がるなと言ったって、どこに財源があるんですか。そんなきれいごとを言っとったって答えは出ません。答えが出なきゃ国債発行するだけ。そんなことがわかっておって、いいこと言っておったって、僕は野党でも与党でもありませんが、国民党ですから。国民党ですよ。瑞穂市民でいえば瑞穂市民党ですから。だから、どっち派、こっち派とって都合のいいことを言っておってはいかんの。本当の心でしゃべらな。だから私は、民主党が現在政権担当しておりますけれども、これは自民党系が言っておるんじゃないかと。そんなことはどちらでもいいんじゃないわ、私は。今、民主党がやっておる以上、金が足らなかつたら赤字国債を発行してみる、消費税は4年間任期中はやりませんよと、自分で公約することはやらただけであって、仕分け作業で財源を何が何でも目指すと言っておるけど、見通しはないんでしょう。だからそんなきれいごとを言っておってはあかんで、新しい成長戦略を加味して、しっかり国民の責任持っておる民主党政権である以上、工程表をつくってきちっと国民の信託にこたえなさいよという要望なんで、自民党系がこれを出しておるんだと、それは反対だと。消費税のことがちょっと絡んでおるで、そんなもの、消費税みたいなのは上げたらいかんと、そんなちやちなことを言わないでくださいよ。私から言えばちやちなこと。私は自民党系でもない、共産党系でも民主党系でも何でもない。国民党、市民党ですから。だからいいことはどんどんと提案をして、国政の執行機関に発奮させる、そういうことで提案されておるんだと私は思うんで、だから大きな気持ちになって、細かいことをつつかずに、しっかりやりましょう。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、山田議員からちやちなこと、日本は財源がないというふうなことを言われましたけれども、いずれにいたしましても大事なことは、自公政権の総括を今しっかりやるということ、それが大前提ではなかろうかと思うわけであります。1980年代のサッチャー、レーガン、日本では中曽根臨調行革路線から小泉構造改革路線までの総括であります。これは新自由主義路線と言われておりますけれども、その特徴は、民営化のほか、小さな政府、市場原理主義、自己責任、規制緩和、大企業や富裕層への減税、間接税、消費税の増税、福祉削減などであります。約30年間続いたこの路線の結果、日本はどうなったでしょうか。労働者派遣法の規制緩和により、国税庁の民間企業実態統計調査によれば、1997年の労働者の平均給与は467万3,000円、年

収200万円以下の労働者は814万1,000人、労働者全体の17.9%であったものが、2007年には平均給与が437万2,000円に減少。年収200万円以下の労働者は1,032万3,000人、労働者全体の22.8%へと増加をしたわけであります。2000年2月から2009年1月から3月期までの10年間で非正規雇用労働者が1,273万人から1,699万人へと増加しておりますが、正規雇用の労働者は同時期に3,630万人から3,386万人へと大幅に減少しているのであります。そして、雇用者報酬も279兆円から253兆円へと26兆円減少をいたしております。一方、資本金10億円以上の大企業の経常利益はこの10年間で15兆円から32兆円へと17兆円ふえ、内部留保は142兆円から229兆円へと87兆円も急膨張しているのであります。要するに小泉構造改革路線、一番近いところで、その結果、日本はがたがたの格差社会になってしまったわけであります。先ほど申し上げたように、大企業や富裕層への減税、法人税を何回か下げて、その反対に消費税をその分何回か上げた。ほとんど同じ額であります。きょうはちょっと急でしたので資料を詳細に持ってきておりませんが、全部それは統計的に明らかにすることができます。

そういう状況を考えてときに、やはりやるべきは、先ほど小寺議員が言われましたように、法人税率を上げる、あるいは証券優遇税制を見直していく。あるいは所得税の上限を、お金のあふ人にはもっと高くする。もっと言えば、消費税についても、生鮮食料品あるいは生活必需品等々については、これを下げていく。こういうことをまずやる。民主党政権が消費税にこだわっておりますけれども、私は、自民党も民主党も消費税にこだわらずに、今言ったようなことにメスを入れて、まずやってみる。それをやってみて、だめだった場合にどうするかということをもまずは考えなきゃいけないと思うんですね。ですから、この財源確保というのは重要なことなんです、それをだれから、要するに税制における民主主義というのは累進課税であります。消費税というのはまさに逆進性の強い税制で、いわば反民主的な税制であります。ですから、そういう基本を踏まえながら、今後においては、今申し上げました方向で、まず民主党政権にも力を尽くしていただきたいというふうに思っております。

ですから、この中で、消費税を含めた税制改革というところに、私ちょっと、その前にやるべきことがあるということで、この意見書には反対の立場で討論をさせていただいた次第であります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第37 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第37、発議第4号子ども手当財源の地方負担に反対する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明です。

発議につきまして、ただいま小川議長より許可をいただきましたので、ただいまより発言させていただきます。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき、議案を瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提出者、棚橋敏明。賛成者、広瀬時男議員、同じく賛成者、藤橋礼治議員、同じく賛成者、星川睦枝議員、同じく賛成者、若園五朗議員、同じく賛成者、広瀬武雄議員、同じく賛成者、森治久議員、同じく賛成者、庄田昭人議員、同じく賛成者、若井千尋議員。

趣旨説明につきましては、意見書を朗読させていただきます。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書。

平成22年度予算案に、中学卒業まで1人当たり月1万3,000円の子ども手当の支給が盛り込まれた。給付費総額は2兆2,554億円となり、平成23年度以降は子供1人当たり月2万6,000円の支給となるため、さらなる財源の確保が必要となる。また、22年度は児童手当との併給であるため、地方・事業主負担も求められることとなった。このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念される。また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、国においては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求める。

1. 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。

2. 子ども手当によって目指す国の中・長期のビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。

3. 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

4. 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明

確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

提出先、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 江田五月様、内閣総理大臣 鳩山由紀夫様、副総理・財務大臣 菅直人様、国家戦略担当大臣 仙谷由人様、厚生労働大臣 長妻昭様、総務大臣 原口一博様、内閣官房長官 平野博文様。

どうか御賛同いただきます、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番 松野でございます。子ども手当財源の地方負担に反対する意見書についてでございます。

これも、先ほど申し上げましたように、昨年の8月の衆議院選挙のマニフェストで掲げてきた子ども手当の件でございます。22年度については半額を支給するという事で2.7兆円ということになっております。23年度からは満額で5.5兆円ということになるわけですが、この子ども手当の法案といいますか、その中に子ども手当に要する費用の負担という項目がございます。これについては、子ども手当については支給に要する費用はその全額を国が負担するというふうになっております。現在のこの22年度予算の中では、関係の都道府県、あるいは事業主等への負担が求められておりますが、本市としては8億円程度の子ども手当が来ておりますが、これは国からどれだけ、あるいは市町から幾らという割合をひとつ教えていただきたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君、わかる範囲で答弁してください。

7番（棚橋敏明君） たしか、今、松野議員さんがおっしゃられるように8億ですね。8億。これは国からの補助金というか、そういうふうで参ります。ただし、町の方に対してのそれに対して、これからどこまで負担がかかるか、たしか5億だったと思いますが、そうじゃなかったですかね。ちょっと私、わからない部分がございますが。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） やはりこういった意見書を出される場合には、中身をよく精査してから出していただきたいというふうに思います。

で、先ほど言いました子ども手当の関係ですが、子ども手当に要する費用の負担というのは、一つとして、先ほど言いましたように、子ども手当の支給に要する費用はその全額を国庫が負担するものとする。もう一つについては、今申しました1にかかわらず、子ども手当の支給に要する費用は、当分の間、その100分の92に相当する額を国庫が負担し、その100分の2.5に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その100分の3に相当する額を第8条の拠出金、これは事業主の関係ですが、そういったものから充てるというふうになっておりますので、この22年度につきましてはこの7条の2を適用しておるということで、別に問題はないというふうに私は解釈をしております。

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君、答弁でしたね。質問はいいですね。今、自分で答弁されたような感じで。

9番（松野藤四郎君） そういうことですので、ここの中で言っているこの反対という意見書については私は反対をするということですよ。

議長（小川勝範君） まだ討論に入っておりませんので、質疑中でございますので。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第38 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第38、発議第5号生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

6番 森治久君。

6番（森 治久君） 議席番号6番 森治久でございます。ただいま小川議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

提出者、森治久。賛成者、広瀬時男議員、藤橋礼治議員、星川睦枝議員、若園五朗議員、広瀬武雄議員、棚橋敏明議員、庄田昭人議員、若井千尋議員。

なお、意見書の趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきます。

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書。

政府は平成22年度予算で米の戸別所得補償モデル事業として5,618億円を計上した。同事業は水田農業に取り組むすべての農家を対象とすることが原則で、農家の経営基盤強化に向けて期待の声がある一方、全国一律の単価で交付するため生産性が高く販売性の高い地域が有利になる点や、水田農業が優先されるため麦や大豆の自給力向上につながらず、果樹・野菜・畜産など多様な農業の発展にも支障を及ぼすとの見方もある。

また、自給率を向上させるため必要不可欠な農業農村整備事業の予算が大幅に削減され、農家の生産性を高める基盤整備が十分に進まないことも危惧される。

よって、国会及び政府においては以下の点に留意し、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進める施策の充実を行うよう強く求める。

1．戸別所得補償制度の本格導入に当たっては、麦・大豆など畑作物の位置づけを明確化し、多様な農業の展開に資する制度とすること。

2．戸別所得補償制度によって生産力の高い担い手への農地集積を阻害する結果とならないよう農地の「貸しはがし」問題に早急に対処すること。

3．米づくり優先ではなく、野菜・果樹・畜産など多様な農業を支援する政策体系を構築すること。

4．予算が縮減とされた農林道整備事業や農業農村整備事業については、予算の箇所づけの基準の明確化や新たな交付金の充当等、現在進められている事業が継続できるような措置を講じること。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、農林水産大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官。

地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。慎重な御審議をよろしくお願い申し上げ、御賛同を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 1番 堀武君。

1番（堀 武君） 1番 堀武。森議員に少し御質問したいと思います。

今、言いました食品の現在の自給率は何%かわかれば、一つは。

2番目の戸別所得補償制度による生産性の高い担い手という文章の中で、貸しはがしの問題が出ていますけれども、どのようにこれは認識しているのか、その辺のことで、それから、4番目の農林道整備事業や農業農村整備事業について、これは自民党政権で大分進められたことですけれども、その辺の問題点が把握されていれば以後のことについても御答弁願えると思いますし、そして現在進められている事業が継続と書いてあるんですけれども、この進められているのは着工されているのか、それとも計画段階の設計段階も含まれるのか、その辺のことをちょっと答弁願えればと思います。ひとつよろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ただいまの議席番号1番の堀武議員の御質問にお答えします。

私も農業の方は最近になってしっかりと勉強させていただいておるところでございますが、農業は本当に幅が広く、また奥の深いものがございまして、しっかりしたお答えができないかもわかりませんが、今後私も一生懸命勉強して、日本の一番の土台になる農業、やはり農業に力を入れることなしに日本は栄えることはございませぬので、そのようなことをまず考えを申し上げつつ、一つ目のお答えからさせていただきます。

約、自給率は40%強であろうというふうに認識しております。

また、二つ目の貸しはがしについての御質問でございましたが、この戸別所得補償制度によって、個人の小規模で農業を営んでおられる方、その方にも当然戸別の所得補償がされるわけですね。そうすると、今現在農地を小規模で農業を営んでおられる方等は、当然、決まった収入というんですかね、収入の安定が見込めんという中で、大規模に農業をされておられる方へ貸しておられるわけですね。要は田んぼなり畑を大きい規模で事業展開される方に貸しておられるわけです。この補償制度がされることによって、収入というか補償がされるわけですので、そういう方が、そんなのだったら貸さずに、わしは自分で農業を営んで、営むことによってその戸別補償をいただいてやろうかなというような方がふえることによって、大規模的にやっておられる方が農地を集積できないような事態にならないような意味合いで貸しはがし問題に対

応措置をしてくださいというような認識で私はおります。

また三つ目のことは、私はまだ今勉強不足でございますのでお答えがようできませんが、今後一生懸命勉強させていただいて、次回のときにはお答えできるように勉強させていただきますので、以上で質問に答えさせていただいたということで、よろしくお願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） ありがとうございます。

一つ、今言った貸しはがしの件ですけれども、これは放置農地というんですか。要するに耕作をしていなくて、要するに荒れた農地の再復元の意味もあって恐らくは個人補償という面も出てきておると思うものですから、その両面が多分にあるというような私も認識しておるものですから、その辺のことで、またお力の方を瑞穂市のために、ひとつよろしくお願いいたします。

私の質問を終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9 番 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 9 番 松野でございます。

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書についてでございます。

文章の中で、8 行目ぐらいかな、「また、自給率を向上させるため必要不可欠な農業農村整備事業の予算が大幅に削減され、農家の生産性を高める基盤整備が十分に進まないことも危惧される」というふうに文章で言っております。この農業農村整備事業の予算が大幅に削減されたと、これは何か根拠があるわけでしょうかね。ちょっと聞きたいんですけど。

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ただいまの9 番の松野藤四郎議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も、松野議員に比べますと随分若輩で、農業においても人生においてもまだまだ若輩者でございますので十分なお答えができないと思いますが、私の知る限りの中でお答えをさせていただきますが、私も新聞は当然読みますので、新聞報道で、今の民主党政権下において、林道であったり、例えば農免道路と言われるような農業を促進するための道路、また水路等の事業費が縮減されておるということは、マスコミを通じて、また新聞等で耳にしております。そんなようなことで、今言われた自給率を向上させるための必要不可欠という利便性の部分の林道であったり農免道路であったり、農業道路、専用道路というようなものの事業費が削られておるというようなことで認識をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 私が思いますのは、やはり農業農村整備事業、これの予算が減るということは、やはり事業仕分け等をして、無駄なお金が使われていたということ、ここをまず抜本的に見直さないかんということですね。そういったものをしながら自給率の向上を上げるということは、私はいいと思いますね。

この2のところ、戸別所得補償制度によって生産力の高い担い手への農地集積、これは大規模農家のことを言ってみるといふふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） また、先ほどの9番 松野議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、先ほど1番の堀議員のときもお答えをさせていただいたと同じで、まさしく今の生産力の高い担い手と言われるのが大規模農業家ということで認識をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） この意見書は、結局、大規模農家のことをうたっているということですね、この2については。じゃあ小規模農家についてはどのようなお考えでみえるのか、ちょっと聞きたいと思いますが。

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） 再び松野議員の質問にお答えをさせていただきますが、私も、先ほども申し上げたとおり、まだまだ農業のことを十分に勉強が途上の段階でのものがございますから、しっかりしたお答えができないとは思いますが。

小規模な農家ですね。先ほど私も申し上げたとおり、やはり江戸時代が人口約3,000万人おられて、そのころは自給自足がなされて、健全な農家と人口との比率がなっておったというようなことで、私もこれはテレビか何かで聞いた記憶がございます。そんなことを考えますと、やはり小規模の農家も含めて、日本の自給率、また自給自足、またはその地域地域においては地産地消というようなものも大切にすることが今後の食の安全・安心にもつながることだと思っております。そういうことから、当然、大規模な農業を営む方のみならず、小規模的に自給自足を家庭でされることも、これは日本の自給率を向上させることの要因につながりますので、当然、生産性の高い競争力とともに、自給率を上げるためには小規模で営む方の農業の健全化も、生産性と販売性の健全化ですね、このようなものも大切にしていかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、勉強不足と言われましたけれども、私はそれ以上に勉強不足でありまして、何を質問をしていいやら、それすらわからない勉強不足であります。したがって、判断がつかみませんので退席をさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 私も西岡議員と同じように、賛成していいのか反対していいのか判断がつかみませんので、棄権させていただきます。

議長（小川勝範君） それなら退席願います。

〔3番 熊谷祐子君・4番 西岡一成君 退場〕

議長（小川勝範君） これから発議第5号を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〔3番 熊谷祐子君・4番 西岡一成君 入場・着席〕

日程第39 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第39、発議第6号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書について。

提案者、小寺徹。賛成者、土田裕議員、西岡一成議員の賛同で提案をいたします。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

提案の趣旨は、国民健康保険に対して国庫負担が削減されることによって、瑞穂市の国民健康保険も今議会で保険税を値上げをせざるを得なくなっております。国会審議の中でも国保税が非常に高くなっていると、住民負担が重いと、首相はどう思っておるかという質問に対して、鳩山首相は、国保税の引き下げに向けた財源の確保を努力していきたいと、参議院の予算委員会で答弁しております。今、各自治体から国庫負担の増額を求める意見を多数出していくことが、政府が国保の財政を確保して負担を見直してくる状況をつくることだと思いますので、提案をする次第でございます。

文案を朗読して提案をいたします。

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書。

国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに青年の非正規雇用者の加入などもふえている。そのため国民健康保険は、事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっている。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難となっている世帯がふえている。国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めている。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。1984年までは、「かかった医療費の45%」が国庫負担であったが、それ以降「保険給付費の50%」となっている。つまり、かかった医療費の38.5%に引き下げられた。

ちょっとこれを解説いたしますと、かかった医療費といいますのは、医者が要するに患者に対して窓口での負担と保険組合へ保険給付を請求するその合計額が医療費でございます。50%になった保険給付費というのは、医者がかかった費用の70%、今の場合70%を保険組合で請求すると。そのことでございます。そういう点で、70%ですと35%ということになりますが、さらに負担が8割給付の方も年齢的に見えますので、平均すると38.75%に引き下げられたと、そういうことになるということをごっと申し述べておきたいと思っております。

さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止された。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っている。

よって国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣に提出したいと思っております。

御審議を願ひまして、賛同いただきますようよろしく願ひいたします。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第40 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第40、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、土地財産調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は、設置されてからこの3月までに19回にわたり開催し、12月議会以降の第16回から第19回開催について簡潔にその内容を報告申し上げます。

第16回土地調査特別委員会につきましては、市内未利用地46ヵ所のうち、旧穂積町地域未利用地のうち19ヵ所の活用案として担当課から提案がありました。

第17回土地調査特別委員会では、前回16回の特別委員会で協議未了の旧穂積町未利用地及び旧巢南町未利用地、合わせて27ヵ所の活用案を担当課より提案があり、この2回の特別委員会において瑞穂市の未利用地活用案を協議し、第18回特別委員会において各箇所の活用案を示すことといたしました。

委員からの意見としまして、公園案はよいがだれが管理するかとの質問に、担当課からは、地元で管理をお願いしたい旨の回答がありました。また一部土地についての取得経緯について担当課に確認がありました。

第18回特別委員会では、前2回の特別委員会で委員会案がまとまらなかった一部土地につきまして再度協議を行い、第19回特別委員会において特別委員会案を取りまとめたところであります。

これまで4回の特別委員会では、委員から、市の案である市有地の公園化による活用を図るとした案に対し、地域ごとの公園整備計画との整合性があるのか、地区により公園面積比率が多くなりはないかなど意見が交わされました。

また、市から売却と提案された未利用地については、売却処分方法の確認があり、売却順位として隣地売却、不調であれば次に公売することを確認いたしました。

市有地の一部について、市活用案及び特別委員会活用案とも未定の土地がありますが、今後引き続き活用案を検討することといたしました。

担当課には、第19回までの特別委員会で、全46ヵ所の仕分けのうち、特別委員会案と市活用案で協議が調ったところについては肅々と事業を進めることとし、その結果について、特別委員会へ報告する旨を担当課へ伝えたところであります。

次回会議資料として、公園の位置、その面積、公園整備計画を図面に示し、それに市未利用地をあわせて示したものを担当課に依頼しました。

以上、本委員会の第16回から第19回までの土地財産調査特別委員会の開催概要並びに調査の状況を述べ、第6回目の中間報告とさせていただきます。平成22年3月24日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対して質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第1回瑞穂市定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後6時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年3月24日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 清水治

議員 山田隆義